

平成 2 5 年 6 月 1 1 日

平成 2 5 年第 2 回 岬町 議会 定例会

第 1 日 会議録

平成25年第2回(6月)岬町議会定例会第1日会議録

○平成25年6月11日(火)午前10時00分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり14名であります。

1番	川 端 啓 子	2番	鍛 治 末 雄	3番	奥 野 学
5番	田 島 乾 正	6番	竹 内 邦 博	7番	小 川 日出夫
8番	和 田 勝 弘	9番	竹 原 伸 晃	10番	出 口 実
11番	道 工 晴 久	12番	豊 国 秀 行	13番	中 原 晶
14番	辻 下 正 純	15番	反 保 多喜男		

欠席議員 0 名

傍 聴 13 名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長	田 代 堯	総務部理事兼財 政改革部理事兼 まちづくり戦略室理事	村 上 正 樹
副 町 長	中 口 守 可	まちづくり戦略室 理事兼秘書調整担当課長	保 井 太 郎
教 育 長	笠 間 光 弘	まちづくり戦略室 理事兼企画地域再生担当課長	西 啓 介
まちづくり戦略室長	南 康 明	まちづくり戦略室 理事兼企画地域再生担当課長	早 野 清 隆
総務部長兼 財政改革部長	白 井 保 二	総 務 部 理 事 兼 総 務 課 長	中 田 道 徳
しあわせ創造部長	古 橋 重 和	財政改革部理事 兼行革推進課長	四至本 直 秀
都市整備部長	末 原 光 喜	都市整備部理事 兼二国推進課長	吉 田 一 人

教育次長	古谷	清	都市整備部理事 兼PFI総括	木下	研一
水道事業理事	岡本	茂	都市整備部理事 兼建築課長	家永	淳
危機管理監	谷下	泰久	教育委員会事務局理事兼 文化センター所長兼 青少年センター所長	一本	稔明

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長	大山	鐵男	議会事務局主幹	増田	明
--------	----	----	---------	----	---

○会 期

平成25年6月11日から28日（18日間）

○会議録署名議員

2番 鍛治末雄 3番 奥野 学

---

議事日程

日程1	会議録署名議員の指名
日程2	会期の決定
日程3	一般質問

(午前10時00分 開会)

○田島乾正議長 皆さん、おはようございます。ただいまから平成25年第2回岬町議会定例会を開会いたします。

ただいまの時刻は午前10時です。本日の出席議員は14名、全員定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

---

○田島乾正議長 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において指名します。

2番鍛冶末雄君、3番奥野 学君、以上の2名の方をお願いいたします。

---

○田島乾正議長 日程2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日6月11日から6月28日までの18日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日6月11日から6月28日までの18日間と決定しました。

今期定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶を求められていますので、これを許可します。町長、田代 堯君。

○田代町長 皆さん、おはようございます。ただいま議長のお許しを得ましたので、6月定例会の開会に当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

田島議長初め議員の皆様におかれましては、ますますご健勝にてご活躍のことと存じ上げます。また、本日は、本定例会にご出席を賜りましてまことにありがとうございます。

さて、広報広聴業務の情報公開の一環として、本年度もタウンミーティングを町内14カ所で開催し、430人の住民の方々の出席をいただき、まちの取り組みの説明や意見交換を行うことができました。また、タウンミーティングの最終日におきましては地震が発生し、岬町では震度2でありましたが、和歌山で震度4でしたので、警戒対策本部を自動参集し、タウンミーティン

グの業務と分担し、いずれの業務も遂行したところであります。特に、地震によって大きな被害が生じたときには救援が重要になりますので、深日港の海上ルートの構築が必要であると再認識したところであります。この6月30日には深日港フェスティバルを国土交通省や大阪府などの協力を得て、大阪府町村長会と共催で実施いたします。このイベントは、岬町の中心部を強化することや交流人口を拡大させる目的ではなく、航路構築として災害時の救援時に役立てることも重要な目的であります。私は、この3月の定例会におきまして、来期も町長としてまちの課題の解決のためトップセールスをさせていただきたいと表明したところであります。今後ともご理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本定例会にご提案を申し上げます議案等でございますが、平成24年度岬町一般会計補正予算（第7次）等の専決処分を求める件、5件、平成25年度岬町一般会計補正予算（第1次）の件の補正予算の件、1件、特定事業契約締結の件、1件、条例を制定する件、1件、条例の一部を改正する件、1件、平成24年度岬町一般会計繰越明許費繰越計算書報告の件、監査委員の選任について同意を求める件でございます。どうかよろしくご審議いただき議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○田島乾正議長 以上で、町長の挨拶が終わりました。

---

○田島乾正議長 日程3、一般質問を行います。

順位に従いまして質問を許可します。初めに道工晴久君。

○道工晴久議員 平成25年岬町議会第2回定例会において一般質問をさせていただきます。

日本経済も少しは動き出しているものの、地方には経済効果があらわれていない現況の中で、岬町は国や府の力をかりながら住民のための行政を展開するのか、大切な時期となってきています。

田代町長も9月の選挙を踏まえて、いろいろな角度から住民のためになる対策をとろうとしておられることにつきましては、十分うかがい知ることができます。喜ばしいことでもあります。若い人が住み続けられる、夢のある、これからも住み続けたいと思える行政をしっかりと取り組んでいただけるようによろしく願いをいたしたいと思います。住民の願いをかなえられるように、事前に通告をいたしております大綱2点について質問をさせていただきます。

まず1点目は、産業の振興であります。

私は、平成23年第3回定例会にも地域の産業振興について一般質問をさせていただいておりますが、その後どれだけ対策をさせていただいたのか、お尋ねをいたします。岬町は、第1次産業振興なくしては発展はあり得ません。特に、水産業振興対策であります。休耕田を活用した農業の振興であります。以前には、休耕田が38%あると前回伺いましたでしたが、今も同じように休耕田があるのかどうか、また休耕地の国の補助金をもらっている世帯があるのかどうか、伺いをいたしたいと思います。

○田島乾正議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 道工議員ご指摘の休耕地対策についてお答えさせていただきます。

町が把握している範囲で、農地の面積というのは216.5ヘクタールで、休耕地面積は74.5ヘクタールございます。そのうち耕作の放棄地については28.5ヘクタールでございます。また、休耕地に対する補助金制度自身はございません。その中で、法人に対する補助金制度はございますが、岬町については農振地域の指定がございませんので、この法人に対する補助金というものも対象外でございます。

以前に農業委員会が中心となりまして、下孝子地区の休耕地をお借りしまして、大阪府からいただいた種をまいて菜種畑をつくりました。しかしながら、大阪府からの種の支給が途切れたことから、今は休止状態となっております。遊休農地の有効利用といたしましては、ご存じとは思いますが、商工会による古代米、岬高校菜の花プロジェクトということで、学校行事として取り組んでおります。春は菜の花、秋はコスモスといったように、みさき公園東側の体験農園などを引き続き行っていただいております。また、民間による遊休地活用については、数件提案がございました。当町農業委員会におきまして、現在検討中でございます。また、現在設立を進めております道の駅整備事業においても、地産地消という観点から農業・漁業を活性化するためにも、地元の方を中心に出荷していただけるような形で関係者に働きかけていく予定でございます。

○田島乾正議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 今、部長のほうからご答弁いただきました。今なお、まだやっぱり休耕地が多いということで、31%が休耕地であるというふうにも思っております。私が平成23年の第3回定例会で町長にお尋ねしたときに、町長は私の質問に対して、遊休農地の有効利用、固定資産税を免除して、観光農園や子育て支援で食育ということで、畑っ子事業などを手がけていきたいということがご答弁でございましたが、その後、その取り組みについてやられておるのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○田島乾正議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 畑っ子事業につきましては、学童保育、保育所、幼稚園の子どもさんたちと、それを支援していただいております団体で深日で1カ所、それと淡輪で1カ所事業展開をしているところでございます。

○田島乾正議長 田代町長。

○田代町長 休耕田の政策の問題なんです、これについてはおっしゃるとおり、そういったいわば農業公園という法改正がございましたので、今後道の駅も含めた中で、いわば一望できる休耕田のあたりを今後道の駅と連結した中での農業公園というものを考えていこうということで、今内部的には話し合っております。ただ、これにつきましては、やはり田畑をお持ちの地権者の方のご理解とご協力がなかったら非常に難しいということもありますので、農業委員会の方たちとも一緒に協議をしながら進めてまいりたいと、このように思っております。

○田島乾正議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 余り田んぼに草が生えているという風景を見ますと寂しい思いもいたします。ぜひともその辺の対策を抜本的にもう一度取り組んでいただきたい、これを一つご指摘をさせていただきたいと思います。

次に、淡輪インター周辺にできます、(仮称)道の駅「みさき」のその後の進捗状況につきましてお伺いしたいと思います。各種団体やいろんな方が参画した(仮称)道の駅「みさき」建設検討委員会なるものに我々も参加し、3回ほど会議を持たれましたが、その後どういうふうこれから展開されようとしているのか、今後のスケジュールを含めまして、その取り組みについてお伺いをしたいと思います。

○田島乾正議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 道の駅の進捗状況についてお答えさせていただきます。

平成24年度には基本計画、運営計画はでき上がり、それをもとに平成25年度、本年度は地域振興施設の実施設計を計画しております。業者選定に当たっては、実施設計の発注方式にはほかの道の駅施設と異なるような特徴のある地域振興施設にしたいと、プロポーザル方式を採用することにいたしました。また、設計業者を幅広く募集したいと、公募による募集方法で、この6月末に予定しているところであります。選定方法につきましては、公平性を保つことから、建築士、デザイナーなどの各大学の先生方に審査していただく予定であり、8月末には決定する予定であります。また、今年度においては用地買収を行う予定でありまして、この道の駅の建設は国と町が行う一体型整備でございますので、今後は浪速国道事務所と協議しているところでございます。

今後の予定ですが、平成26年度は用地造成工事並びに地域振興施設の建築に着手するととも

に、道の駅登録を予定しております。平成27年度には建設工事を完了し、道の駅の供用開始を予定しております。

○田島乾正議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 道の駅では、私もいろんな道の駅を視察もいたしております。全国で100カ所ぐらいは見させていただいたんですが、やはりそれぞれ特徴が、ここでしかないブランド物があるわけですね。岬の道の駅に行くとこんなものが売っている、そういうものをぜひとも自慢のできる商品、それと施設に取り組んでいただきたい。前にも私、申し上げましたが、伊勢湾岸の刈谷のサービスエリアは大変立派な施設でございます。これはサービスエリアですから、その施設を運営されておりますいろんな関係の方々が努力しながら、いかに人を集めるかということで、ご承知のように、道の駅に来られる方は、まず一番目に走っていくのはどこかというトイレです。このトイレをいいものにしていただきたい。国のトイレは、一般的なトイレしかしません。ですから、レストランも2階につくるといふふうに聞いておりますから、そのレストラン周辺にトイレから海が一望できるような、本当にもう一度きたくなるような、そういったトイレをぜひともつくっていただきたい。その辺のお考えを町長に聞いたほうがいいと思うんですが、もちろん町でトイレをつくるということは費用も要ります。しかし、やっぱり人に来てもらわなかったらいかんと思いますし、人が寄ることによって波及効果も出てまいります。食堂もレストランも入りますし、いろんな地場産品も買っていただけると、こういうことで、その辺、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○田島乾正議長 町長、田代堯君。

○田代町長 道工議員もご存じのとおり、第2阪和国道が平成27年に向かって供用開始において今進んでおります。私どもがなぜこの道の駅をここ二、三年前から国のほうへ要望したかということは、もう議会の皆さん方にお示しさせていただいたとおり、通過道路になってはいけないという思いから、何とか道の駅を確保して地域の産業、また地域の活性化を図っていく取り組む言うことが一つの目的であります。そのためには、やはり道の駅はそれなりの繁盛をしなければいけないということも私も重々わかっております。そんな中で、トイレのことについてのご質問ですけれども、国のほうにはしっかりとしたトイレをつくっていただきたいと、これが一つのこの道の駅としてのメインになるようお願いしたいということを申し上げております。

それから、先ほど質問の中にもありましたけれども、物産展については2階建てにして、2階が一望できる、そういった観光も含めた中での物産展を計画しておりますので、その具体的な中身については、でき次第また議会の皆さん方にお示しをしたいと、このように思っております。

今後、2カ所トイレをつくったらいいんですけども、とてもじゃない、岬町の単独事業になりますので、その辺も含めて国と兼用できるようなしっかりとしたトイレをつくるよう要望してまいりますと、このように思っております。よろしくお願いいたします。

○田島乾正議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 トイレはちょっと消極的なお考えですが、当然レストラン部分にもトイレが必要であると思います。2階からわざわざおりて下までトイレに行かないといけないというのものがなものであるかと思ひますし、その辺をもう一度国とも協議していただく中で、町単費でできるものにつましましてはぜひともやっていただきたい、これを強く要望しておきたいと思ひます。

次に、観光対策についてお伺いをいたします。

町内の各種観光にかかわっている団体の方々を集めて岬町観光協会なる組織をつくり、第1回目の準備会議を開催されたようでございますが、どのような団体や個人が参加されているのか、まずお伺いをいたしたいと思ひます。また、この会の目的は何なのか、お示しをいただきたいと思ひます。

○田島乾正議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 観光協会の設立に向けた準備委員会ということで、第1回の会議を開いております。その中で、まず岬町の観光施設の考え方ということで少し述べさせていただきますと思ひます。

現在、当町を訪れる観光客は、みさき公園、海水浴場、海釣り公園、せんなん里海公園、淡輪のあたご山、つつじ山を初め、当町が把握しているだけでも年間102万人の方が訪れております。当町が行っている現在の観光施策は、観光パンフレットを作成し、主要なイベントに配布することと町のホームページに観光案内を掲載しているところであります。そこで、もっと幅広く多くの方に周知していただくためには、観光の拠点となる観光協会が必要だと考え、去る5月25日各種団体の代表からなる第1回（仮称）岬町観光協会設立準備委員会を開催し、観光協会の立ち上げに向けて協議しているところであります。

まずメンバーでございますが、委員につきましては町内の各種団体の代表、岬町にかかわりの深い団体の代表、学識経験者17名からなり、協議を始めたところであります。メンバーといたしましては、岬町商工会、大阪泉州農業協同組合、岬町漁業振興対策連絡協議会、せんなん里海公園管理事務所、大阪府青少年海洋センター、大阪府マリーナ協会、淡輪観光協会、岬町農業委員会、岬町社会福祉協議会、南海電鉄株式会社、池田泉州銀行岬町支店、旅行代理店、岬町観光ボランティア協会、岬町民生委員児童委員協議会、岬ライオンズクラブ、NPO法人みさき生き

がいワーカーズと学識経験者から構成されております。

また、会の目的は、今回観光協会の規約を策定する予定にはなっているんですけども、我々事務局で考えているのは、岬町観光協会につきましては、岬町及びその周辺地域の観光に関する事業を町民事業者・団体・行政が協働して推進し、訪れる人にも住む人にも魅力あるまちづくりを行い、人々の生きがいつくりとふれあいと活力のあるまちの形成を目指し、町民生活の向上に寄与することを目的とすると事務局としては考えております。

○田島乾正議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 今、お示しをいただきました。できましたら、各議員にこの設立準備委員会の名簿を後日で結構でございますので、配布をお願いしておきたいと思っております。

年間102万人の方々の方が岬町に来られると。これ、また道の駅ができますと、余計に岬町に立ち寄ってくれる方がふえてまいりますね。もちろん、そこでこの岬町のPRを道の駅でやることも大事な事業であります。そういう意味で、この観光産業につきましては、やっぱりしっかりと行政のほうでやっていただきたい。ただ、私が心配いたしますのは、岬町観光協会のある団体をつくろうとされておりますけれども、予算面とか既存の淡輪観光協会、この辺とどのようにマッチングさせようとしておられるのかというところでございます。淡輪観光協会なる団体はもう本当に100年近い歴史を持っている大きな団体ですし、会員数も500名を超えている組織ですから、その団体を岬町観光協会の傘下にももちろん入れていただくのは結構だと思いますけれども、やはりその辺の進め方につきましては、十分淡輪観光協会の役員とも協議をしてやっていただかなければ、いろんな面で抵抗も出てまいると思っております。また反面、淡輪観光協会を中心に回転させておきますと、深日地区、多奈川地区、また孝子地区のほうからもいろんな抵抗も出てくると思っております。そういう意味では、大変この組織を設立するというところら辺が難しいと思っておりますが、その点の総論的なお考えを再度お聞きしたいのと、何をすることにいたしましても、やはり岬町内の、特に産業振興を担当いたします係ですね、課、私はできればこの機会に産業観光課なる課を設立して、しっかりと本腰を入れてその事業に専念する、こういう体制をとらなかつたら、片手間の仕事ではできません。この辺をひとつ町長にお考えをお聞きしたいと思っております。

○田島乾正議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 先ほど道工議員のほうから予算面のこと、今後どのように考えているかということでございますけれども、今回の観光協会の準備委員会を立ち上げることによりまして、観光協会の規約を作成する予定としております。その中では、どういう事業をこの観光協会として行うのか、それに係る費用をどう徴収するのかという課題がございます。それにつきましては、

まず協会の会費ですね、その他協力金、事業収入、今後の展開によりましては町の補助金も必要かなとは考えておりますが、どういう事業を行うかについてはまだ具体的な案が示されておられませんので、その支出に向けて収入をどのような形で構成するかを検討していきたいと考えております。

それと、淡輪観光協会につきましては、この17名のメンバーの中に入っております、今まで淡輪のつつじ山につきましていろいろな行事を行っており、非常にノウハウを持っておられると思いますので、この方々もメンバーの一員として観光協会を支えていただく、そういう形でぜひご参加いただきたいと思いますと考えております。

○田島乾正議長 町長、田代堯君。

○田代町長 内容について、今、担当部長のほうから説明があったんですけども、非常に観光協会を立ち上げるということについては、私も非常に苦慮しながら十分検討した結果、岬町観光協会を立ち上げるということに決めたわけなんです、実は堺以南の9市4町で今後関西空港を基点とした泉州の観光のまちづくりをやっていこうということで、観光協議会というのを立ち上げております。そんな中で、各自治体が受け皿をつくっていこうということで、既に堺は当初から観光協会があるわけですが、その後、熊取とか泉南、そういったところが順次観光協会を立ち上げてきております。そんな中において、本町といたしましては、やはり深日港、洲本、大阪の南回りの一応、今後観光ルートというのを考えております。そんな中で、受け皿としていくのに、今までご苦労していただいた淡輪観光協会が岬町の受け皿としていけるのかどうか、そして公益性があるのかどうか、そんなことを考えまして、やはり公益性のある岬町観光協会というものを立ち上げて、その中で事業計画等を立ててもらって、当然これは事業をやるわけですから、事業補助というものは出していないといけないかなと、このように思っております。その中に、淡輪観光協会はどうするのかと、これは当然、淡輪観光協会に表へ出てもらって、今までつちかっていたノウハウをどんどん出していただきたいという思いで準備委員会の委員として入っていただいております。私どもとしては、やはり今の淡輪観光協会の方々がやっておられる中で非常に事業に苦勞なさっておられるということも吟味した中で、今回岬町観光協会の立ち上げということを決めましたので、その辺はご理解を賜りたいと、このように思っております。中身については、準備委員会等の中で、いろいろご議論を賜った中で、私もそのご議論を受けて検討してまいりたいと、このように思っております。

それから、観光課の問題、それはおっしゃるとおり、片手間ではないんですけども、産業振興という形でそういう一つの課を設けておりますが、非常に多岐に道の駅がそこへ入っておりま

すので、この辺を整理する観光係とかそういうのは、今後設置する必要があるかなと思っておりますので、その点は議員がおっしゃるような中身については十分検討してまいりたいと、このように思っております。

○田島乾正議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 町長のほうからも組織の問題を含めましてご答弁いただきました。ぜひとも、参加しているメンバーがいろんな心配もされております。方向性の問題とか予算面とか、ぜひともそういう面を払拭していただいて、みんなで協力して岬町観光協会なる組織を立ち上げていただきたい。これもやはり岬町の振興に欠くことのできない団体であろうと思いますので、その点、ひとつよろしく願いをしておきたいと思います。

次に、ビーチバレーボールの振興対策についてお伺いをしたいと思います。

私もこのビーチバレーボールにつきましては、ビーチスポーツ普及実行委員会なる組織をつくらせていただいて、海辺を活用したいろんなスポーツをやろうということで、体育協会やスポーツ少年団、いろんな団体をまとめながらやらせていただいたこともございます。以前、里中教育長がこの長になっていただいて運営もしてきておりますけれども、今回、過日民間の方々、また有識者からオリンピックに出場できるような選手の育成を里海公園を活用してやりたいということがあって、我々もその勉強会に参加をさせていただきました。なかなか中身はいい話です。佐伯選手やいろいろな方に来ていただいて、ビーチバレーボールのほんまに代表すべき選手がコーチになりやろうという、私はいいいことやと思います。中身を見ますと、約3,000万円ほどの金を一般から集めて、そうして運営をやっていききたい、こういう話が出ておりました。果たしてこんな3,000万円なる金が集まるのかどうか。花火を上げたけれども、途中でしぼんでしまうのと違うんかなと、こういう思いはいたしております。

それと、もう一つ大事なことは、施設の利用であります。里海公園の潮騒ビバレーにつきましては、ご承知のように、私も常に向こうの所長とも言ってるんですが、いわゆるお役所仕事、午前9時から午後5時で終わります。過日もライオンズクラブでビーチバレーの大会をやったんですが、もう4時半が来ると、早く片づけないといけない、もう5時には門を閉めますと放送が入る、果たしてこんな施設を利用して、本当に有名選手をつくっていこうという働きができるのかどうか、この辺ですね、ぜひとも、これはもう町長にお願いしておかないといけないと思うんですが、大阪府にしっかりとかけ合っていたきたい。9時5時の施設、そこらの周辺にありますような公園、いわゆる遊ぶだけの公園であれば仕方がないと思いますが、世界に二つしかない専用のビーチバレーのコート、年間数多くの方が利用されておりますけれども、そんな施設を持つ

ているところに9時から5時のお役所仕事では、私はぐあいが悪いと思います。利用上の規制とかいろんな問題がありますので、その点をぜひともかけ合っていたきたいと思いますが、その点、ひとつ町の考えをお聞き申し上げたいと思います。

○田島乾正議長 まちづくり戦略室長、南 康明君。

○南まちづくり戦略室長 道工議員の質問にお答えさせていただきます。要点につきましては、2点あったかと思えます。まず、ビーチバレーボールの振興対策、それとせんなん里海公園の施設の利用の関係、この2点についてお答えさせていただきます。

まず、ビーチバレーボール振興対策でございますが、本町では平成24年度に大阪府立大学と連携協定に基づき岬町スポーツツーリズム研究会を開催し、今後のビーチバレーボールのあり方を研究いたしました。その中で、本町には全日本ビーチバレー女子選手権大会等の公式試合が開始できる常設のせんなん里海公園潮騒ビバレーがあり、この施設を拠点として、今後全国的にも、国際的にもビーチバレーのメッカになり得る可能性を有し、スポーツツーリズムの視点から大きなポテンシャルを有しているとの結論をいただきました。この結果を踏まえ、現在民間活力による設立を目指し、ビーチバレーボールアカデミー大阪、岬ユナイテッドビーチバレーボールクラブへの協力・支援を行っているところでございます。スポーツには、プロスポーツを観戦する楽しみ方、みずから実践する楽しみ方、そして女子サッカーチームなでしこジャパンのように、選手が世界で勝ち進んでいくその過程をさまざまな形でサポートする楽しみ方があると考えております。サポートの一つ目として、町長が発起人に名前を連ねるなど検討を行い、クラブ発足に向けた準備会などのお手伝いをしているところでございます。

二つ目として、クラブが発足してからのことになりますが、地域の方々や子どもたちが選手やクラブ選手とのコミュニケーションが図れるようなイベント会なども調整しているところでございます。また、クラブが行う事業計画を岬ゆめ・みらい事業として提案をしていただくことによって、地域貢献活動・社会貢献活動等に対する協力・支援を行うことができると考えております。今後、クラブ運営団体と協議を行い、ビーチバレーボールの振興を図り、地域に根づかせるため、岬町としても協力をしてまいりたいと考えております。

2点目のせんなん里海公園の施設の利用についてお答えさせていただきます。

現在、里海公園につきましては、大阪府公園管理条例に基づいて管理されており、公共的な役割を果たす公園であることから、専用的な使用は困難であると伺っております。今後、クラブの立ち上げ後の使用方法などを確定してきた段階で、大阪府、また指定管理者との協議窓口としての役割を果たして、調整してまいりたいと考えております。

○田島乾正議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 今後調整していきたいと、こういうことですが、やはり事を進めていく上で一番大事なのは、やっぱり施設の利用の問題だと思います。どんどん片方で話が進んでいくわ、もうある程度形ができてきて、さあ施設を使おうと思ってるのに、その施設が使えない、9時から5時しか使えない、これではやっぱりいかんと思います。ぜひとも大阪府議会でもこの問題を取り上げていただいて、どんどん知事にその理解度を示していただく、これをひとつ、ぜひともお願いをしておきたいと思います。岬町の大きな看板でございますから、これだけの里海公園の潮騒ビバレー、また周辺の浜コート、全国どこを見ましても、あれだけの施設はございません。私も、湘南海岸も何度も行きました。もうあれだけの岬町のような施設はございませんので、ぜひともこれを活用できる、また町をPRできるような施策をしっかりと根づけていただきたい、これをお願いしておきたいと思います。

次に、開発許可の要らない開発もどき行為につきましてお伺いいたします。今、町内で2カ所で小規模な太陽光発電施設の建設工事がされておりまして、もう完成をされているところもございます。淡輪10区、また淡輪14区、18区に及ぶこの事業につきましてお伺いしたいと思います。

開発には、開発行為の中身で規制があると、これはもう十分わかっております。しかし、町内、大阪府の許可申請を出して許可をとらなければ、私はいけないのではないかなと思うような機械を入れて土の移動をし、山の形態が変わっている。特に10区なんかを見ますと、もう山の形が完全に変わってしまっていますね。この辺、大阪府は開発行為でないとおっしゃっておられるようですが、やっぱりこれは町としても問題であるということで、担当課のほうでは、大阪府のほうに十分協議をしていただいておりますけれども、事業主ともしっかりと協議をしていただく中で、周辺の方々に心配させない、安心してその施設が活用できるような、そういうことをぜひともお願いをいたしたいと思いますが、その開発につきまして、ひとつ町のお考えをお伺いしたいと思います。

○田島乾正議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 道工議員からの開発許可の要らない開発と、町の対応についてお答えさせていただきます。

土地計画法や宅地造成等規正法などに規定された開発や宅地造成の行為につきましては、法に基づき指導を行うこととなっております。議員ご指摘の10区の、また淡輪14区、18区に係る太陽光パネルの件でございますけれども、この設置につきましては、開発の許可権者でありま

す大阪府の見解で、太陽光パネル自身は建築基準法上の建築物でないことや、切り土で2メートル、または盛り土で1メートルを超えるがけが生じるなど、土地の形状を変えるものではなく、現況樹木の伐採・伐根を行い整地した程度であって、大阪府の見解では、開発や宅造の許可を必要とする行為ではないということで、法に基づく指導ができないという状況になっております。この件につきましては、我々も自治区から要請を受けて現地を確認したところ、開発行為に当たらないかと町も思いましたので、現地に府の担当者に来ていただいて確認をして、持ち帰って結果を聞いたことが、先ほど言いました開発や宅造ではないという見解でございました。しかしながら、自治区長から排水やほこりなどの対策について要望を受けまして、本町といたしましては、周辺住民の生活環境を守るため、関係部署による協議・調整を行い、太陽光パネルが設置された区域の排水流末については、町が管理する道路や排水路となっておりますから、事業者に対して道路及び水路管理者の立場として今回の太陽光パネルの設置に伴い、周辺に及ぼさずであろう悪影響を予測し、その影響をなくすよう要請及び指導を行っております。

○田島乾正議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 特に私、14区、18区にまたがります太陽光につきまして、現地を何度も行かせていただきました。周辺の方々とも、ご心配されているの方々ともお会いもさせていただきました。やっぱり付近の住民の方々、皆心配されているんですね。特に雨水処理の問題、開発行為といますか、もどき行為をするにしても、雨量計算も十分されていると聞いておりますけれども、これとてもなかなか間違いのない数値であるということも私は言えないと思います。自然のことですから、どれだけの雨が一時に降るかもわかりません。まして今までからも、あの周辺では水路の水があふれたというような行為もございました。特に、今、周辺の方は、やっぱり切り開いておりますから、砂ぼこりが大変飛んでおります。18区の方も14区の方も大変迷惑されると。過日もフェンスは、中の施設に入らないためのフェンスは建てましたけれども、砂じんを防ぐためのネットが全然されていない。そういう中で、その辺の問題もこれから十分ひとつ指導をしてもらわないといけないと思います。その辺の指導のあり方についてもお伺いしたいと思います。砂が飛ばないようにクローバーを植えるということも聞いておりますが、まだいまだにクローバーを植えた様子もございませんし、すぐにクローバーが芽を吹いて茂るものでもございません。ですから、その辺しっかりと町の指導を、開発行為でないといえども、指導する責任があります。住民がいろんな不安を抱いている以上は、町も責任を持ってそれをやってもらわないといけないと思います。

それと、もう一つ大きな問題は、南側斜面の部分ですね、ちょうど一番和歌山側ですけれども、

これ、岬町の防災マップ上では、土砂崩れの危険区域という形で色塗りにされています。これを表面の木を伐採してしまって、もう丸裸になっていますね。果たしてこんな形で置いといていいのかどうか。その頂までは、地主が用地を購入しているというように聞いておりますが、これとても私は本当に心配です。防災マップ上で色塗りされている部分に、まして木々を伐採して、もう裸になってしまって、そのまま放置されている、これはいかなものかなというふうにも感じます。利用者や大阪府に対してどのように協議されているのか、再度お伺いをいたしたいと思えます。

○田島乾正議長 都市整備部長、末原光喜君。

○末原都市整備部長 まず雨水排水の処理の件についてでございますが、これは土木下水道課のほうで指導しております。必要な断面を持つ排水構造物を設置する必要があるございます。太陽光パネルの設置の着手前と後の地表の状態を考慮いたしまして、雨水の流量計算を行い、その流量計算に基づき排水構造物、沈砂池や排水管の大きさを決め設置するようあわせて指導を行っております。なお、雨水の流出量ですが、工事が完成し、最終的な地表にクローバーを植えるということで、緑地にすることによって太陽光パネルの設置前と変わらない状況になると考えております。

次に、砂じんの対策でございますが、樹木が伐採され、裸木になった地表面からほこりが舞い上がって、その対策としてクローバー設置をするように指導しております。また、工事中の砂じんについては、以前より付近の住民の方よりお話を伺っておりますので、その対策を検討するように要請しております。当初は、クローバーについては、工事が完成するまでにクローバーを植えるということになっておりますが、現在できておりませんので、先日も一体いつになったらできるのかという確認をとったところ、周辺の整備についてはこの6月末に整備できますが、クローバーについては、ちょっと時期についてまた後ほど返答するということになっております。

また、先ほどの南側の危険溪流の関係のことについてでございますけれども、現在大阪府が指定を行う土砂法及び砂防法の指定地域に指定されていないか確認したところ、指定されていないと聞き及んでおります。といいますのは、淡輪14区、18区につながる奥の溪流につきましては、現在の岬町の防災マップでは土石流・危険溪流となっております。この土石流の危険溪流は、この急斜面で、急勾配で谷からの水が多いということで、土石流が発生するおそれがあると認められた川とか沢を想定したもので、今回の工事箇所は、上流からの土石流とか土砂が流れ込む場所の状態となっておりますので、我々、大阪府に確認したところ、規制はないということでございます。

○田島乾正議長 道工晴久君。

○道工晴久議員 規制がないということのようですが、しかし岬町の防災マップを見ますと、色塗りされていますよね。その辺、いくら申し上げても仕方のないことですが、しっかりと住民の方々が心配されることのないように、町長、しっかりとこれ、やっておいてください。お願いしておきます。

それと、もう一つ大事なことは、3月1日に地元の説明会をされていますね。そのときに、町の方も同席していると。これはやっぱり住民の方からすれば、町もやっぱりそれを認め、協力しているんやなど、こういうふうにとりますよ。ですから、開発と違うんだからということですが、関係職員が出席して、その会議に出られたということについては、最後まで町も責任を持って、住民の皆さん方の心配事を払拭できるように、ぜひとも対策を講じていただきたい。いろいろこの問題については申し上げたいことはございますが、時間のこともございますので、この程度にさせていただきますが、ぜひとも今申し上げましたようなこと、十分対策を講じていただく中で、善処方、よろしくお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

○田島乾正議長 道工晴久君の質問が終わりました。次に和田勝弘君。

○和田勝弘議員 ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。

1点目の災害備蓄品の保管についてであります。その前に、港自治区の件でございますが、港自治区の位置に大地震の津波発生対策として、高台に逃げる避難通路の設置を要望したところ、田代町長初め担当職員の素早い対応にお礼申し上げます。ありがとうございました。

では、1点目の災害備蓄品の保管について、大地震発生時に必要な非常などの備蓄方法について質問します。

南海トラフを震源とする南海地震及び東南地震の発生が、今後30年以内には60から70%の高い確率で予想されております。この大地震発生に伴う被害予測としては、本町では震度6強、津波の最大の高さは4メートル、津波到達は最短で59分と公表されております。この地震発生に際して、本町は必要な災害支援物資を本庁舎4階に一括して保管していると説明されております。しかし、さきの阪神・淡路大震災、東日本大震災において、河川に係る橋脚の落下や流出、道路路肩の崩壊による通行止めなど発生しており、今後発生が予想される大地震においては、本町に保管する災害支援物資を必要とする避難所や避難者に発送できないことも想定されます。こうした不安材料を解消するため、各集会所は小学校などに分散可能な災害備蓄品を保管し、町と地元自治区とが共同で保管する方法が必要であり、この方法が万が一の地震発生時にきめ細かな対応がとれると考えておりますが、これについての町の考えや今後の方針について伺いたい。

○田島乾正議長 危機管理監、谷下泰久君。

○谷下危機管理監 和田議員の災害備蓄品の保管方法についてお答えさせていただきます。

議員が言われる、1カ所に集中して物資を保管することでのデメリットにつきましては、ただいまご指摘をいただいたところでございます。災害備蓄品の分散に関する町の考え方ですが、現在岬町では、本庁舎以外に食料品を除く備品などを各小学校区単位で1カ所、計4カ所に防災倉庫を設置し保管しております。この防災倉庫には、折り畳み担架や携帯ラジオ、拡声機、災害救助工具セット、リヤカー、発電機、投光器、コードリール、なた、のこぎりなどの備品と簡易トイレ、給水タンク、防水シート、土のう袋などの消耗品を一律にストックしております。災害が発生した場合、町内各小学校区にある防災倉庫での対応を考えていますが、避難所で不足する備品が出た場合、防災倉庫から迅速に避難所へ配送する観点から、町内小学校区に防災倉庫があることは有効であると考えております。しかしながら、議員ご指摘のように、自治区単位での保管に拡大するとなりますとかなりの費用が見込まれますので、災害備蓄品の保管のあり方につきましては、今後協議・検討を行いたいと考えております。

○田島乾正議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 1点目の今の回答では、食料品を除いた備品などは分散されているようですが、今後食料品についても分散して保管できるよう関係者と協議し、分散の実施を考えていただきたい。

次に、2点目の消火栓・消火施設の点検・整備等について伺います。

その前に、地震発生に伴う火災や通常の家屋火災など、火災の発生に伴う消火活動は岬消防署を初めとする常時消防と岬消防団と、また自主防災組織の方々の皆さんの活動にいつも感謝申し上げます。

さて、家屋火災などが発生した場合、初期消火の重要性については皆様もご存じのことと思います。この初期消火活動には、消火栓及び消火用ホースと設備の設置の整備が前提と考えております。また、数ある消火栓及び消火設備の設置目的や必要性については、当然必要があるから数多く設置しているとされると思うが、その必要性及び設置目的を果たすため、町は消火栓や消火設備に係る必要な点検をどのように実施されているのか教えていただきたい。

○田島乾正議長 危機管理監、谷下泰久君。

○谷下危機管理監 和田議員の消火栓・消火設備の点検・整備・更新等に関するご質問にお答えさせていただきます。

本町では、平成10年の阪南・岬消防組合の設立までは常備消防がなく、火災事業には各地区の消防団が中心となり消火活動に当たっておりました。その際には、基本的に消防車両に搭載し

ている消火ホースを取り出し消火活動に当たっており、消火栓ボックス内の消防ホースは使用せず、消防団が到着するまでの間、地元住民が初期消火のため使用したケースもございました。現在では、岬町にも消防署が設置され、火災発生時には消防署から消防車両が10分以内には火災現場に到着し、消防車の搭載している消火ホースのみを使用して消火活動に当たっており、消防署では消火栓ボックス内の消火ホースは使用していない状況でございます。しかし近年、住民の防災意識の高揚に伴い自主防災組織が設立され、活動の一環として各地区でさまざまなメニューの防火訓練が実施されています。特に消火訓練におきましては、消防署や消防団の指導のもと、消防タンク車に搭載しておりますホースと水を使用し、消火訓練を地区内の方々に体験していただいております。そうした消火訓練の歳に合わせ、地区内に設置しています消火栓ボックス内の設備を目視によって点検などを行っているところでございます。

○田島乾正議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 2点目の点検の答弁は理解いたしました。

次に、3点目の消火設備の点検は、先ほどの回答で目視などで行っていますということです。修繕や設備の交換が必要となった場合、この経費負担については地元自治区が負担するのか、または町が負担するのか、この点については、私の記憶では、数年前に全員協議会で整備の提案をしたところ、町で負担することが決定され、全自治区で点検を行い整備した経緯があります。そのことも踏まえて、町の考えを示していただきたい。

○田島乾正議長 危機管理監、谷下泰久君。

○谷下危機管理監 更新が必要になった設備の費用負担の問題についてですが、平成18年度には自治区長連合会が中心となり、各自治区長が消火栓ボックスを調査し、各地区財産区会計からの繰出金をもって更新すべき設備を更新したこともありました。このように、基本的には消火栓ボックス内のホースなどの設備につきましては、地元区長により点検などを行っていただいております。

一方、阪神・淡路大震災では、防災のために機能したのは地域住民であり、行政がなし得た役割はごくわずかで、従来の防災観が大きく変わりました。このことを契機に、全国で自主防災組織の設立が進み、本町でも自主防災組織の設立を各自治区に呼びかけているものも事実でございます。このような状況を踏まえ、本町としましては、厳しい財政状況のもと第2次集中改革により行財政改革を進めている最中であり、町負担により新たに設備の更新を行うことには十分な検討を要する状況にあります。現在、消火ホース等の更新に対する補助金制度の有無を調査するとともに、今後自治区長連合会に対しましても各地区の状況等を伺い、一定の方向を出していき

いと考えているところでございます。

○田島乾正議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 担当より今回答をいただきましたが、自治区長連合会と協議していただき、よい方向性を出していただけるよう努力をしていただきたい。

次に、田代町長に質問いたします。

担当部長の答弁でよろしいのですが、田代町長の前向きな答弁を伺いたいです。よろしく。

○田島乾正議長 町長、田代堯君。

○田代町長 議員質問は、消火栓のホース等の点検についての再確認ということで、内容について、今、担当の危機管理監のほうからの説明のとおりですけれども、ご承知のとおり、議員が数年前とおっしゃるのは、平成18年から平成19年に向けての、これ、議会の承認も得て、当時の内情でいきますと、消火栓のホースとかそういったものについて290万円、300万円近い補助金を、財産区のお金を出して、各自治区の要望にこたえている経緯がございます。今後こういった大きな金額が出ておりますので、これを考えますと、町単独でこれを新たにでてくる消火栓、またそういった中のホースとかいろいろあるわけですけれども、それについては十分やっぱり検討して、財政の裏づけをしっかりと見据えた中で自治区長との協議をすべきかなと、このように思っております。といいますのは、私の手持ちの資料でいきますと、平成19年のときには各自治区の要望等にこたえて、約、収納箱で41件、ホースで87件、筒先で29件と、あと工具なんですけど29個出しておりますので、新たに整備されていない自治区については検討するべきだと思います。ここ三、四年前に、今からいうと4年ほど前なんですけど、前については、各自治区の中で一部は手を挙げておられない、そのときは何ともなかったんだらうと思いますが、そういった方については十分検討する必要があると思っております。その後、こういった備品を備えたけれども、または他のものがちょっと悪くなってきたとか、老朽化してきたとかいうのについては検討する余地はあるかと思うのですが、これを自治区の要望に全面的にこたえていくかというのは、少し時間をおいて協議すべきかなと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○田島乾正議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 町長の財政的なことで難しいということもありましたが、私の聞く耳では、町長の前向きな答弁であると受けとめましたので、これで一般質問を終わります。

○田島乾正議長 和田勝弘君の質問が終わりました。次に竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいまご指名いただきました竹原でございます。

一般質問通告に従って質問をさせていただきます。

私自身、議員になり3年目になります。毎回、この場にて質問させてもらっていますが、今回は6月議会ということで、私自身の中で決めているのは、6月議会は産業に関して聞こうと、主に産業について聞こうと決めております。3年目ですので、この産業については3回目の質問になります。1年目、2年目と1年間隔をあけて質問する中で、前回の議事録等々も参考にしながら、その1年間の取り組み、私自身の取り組み、また行政の取り組みを見ておる中で質問を考えておりますので、順を追ってご回答をいただければと思います。

まず、一つ目は電力問題についてでございます。この中でも小さく三つに分かれておりまして、そのうちの一つ目、町の行く末に関して一番大きなところというんですか、関西電力多奈川第2発電所再稼働の見通しについてということで質問させていただこうと思います。

この発電所というのも、年々と休止になってから年月がたってきております。年月がたてばたつほど再稼働が難しくなるのではないかというのは、もう誰が考えてもわかることでありまして、それに向かって取り組むのも行政の仕事であり、また議会の仕事でもあるかなと思いますので、昨年も同じ質問をさせていただいておりますが、その辺の1年間の取り組みをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

○田島乾正議長 まちづくり戦略室長、南 康明君。

○南まちづくり戦略室長 昨年の6月議会の一般質問で、竹原議員から関西電力多奈川第2発電所の再稼働に関する同様の質問をいただいておりますが、再稼働につきましては、昨年2月に町長から、また昨年7月に議会からそれぞれ再稼働に向けた要望書、決議書の提出を関西電力に行ってまいりましたが、関西電力からは、再稼働に設備の大幅な入れかえなど抜本的な対策を行う必要があるため、3年程度の期間が必要となり、今後のエネルギーミックスのあり方や国のエネルギー政策の議論なども踏まえ、中長期的な供給力の確保方策を検討する中で、再稼働の必要性を判断するとの回答が行われております。その後、政権交代に伴うエネルギー政策の見直しもあり、関西電力が本年3月策定した今後5年間の供給計画では、原子力プランとの再稼働の見通しが立てられないことから、供給力については昨年と同様に未定とされております。定着した節電の中で、この夏、逼迫した電力事情とならないとの見通しが立てられておりますが、気温の変動等による電力需要の急騰や発電所のトラブルなど不測の事態により、電力需要が逼迫することも考えられます。また、ようやく回復の兆しが見えた日本経済の成長を確実なものとするためには、安定的な電力供給が不可欠であります。関西電力に対しては、引き続き再稼働に向けた要望を行っておりますが、現在のところ関西電力からは、残念ながら再稼働に向けた前向きな回答をいただいております。今後は大阪府とも連携し、関西電力に対して多奈川第2発電所の再稼働を求め

てまいりたいと考えております。

○田島乾正議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 この1年間の間に政権交代があったと聞きました。実際、方針が大転換されているという中でも、本日の朝日新聞にもよりますけれども、原子力発電というのは嫌だという意見が世の中では大半を占めており、ここでやはり岬町の役割としては、どんどんとクリーンなエネルギー並びに安全なエネルギーというのをアピールしていくのが岬町の役目ではないかと思っております。今、室長のほうから取り組んでまいりたいと聞き及びましたが、通告にはないのですけれども、取り組む予定というのは、要望書を持っていくということになると思うんですけれども、予定があるのかないのかだけ、1点だけ再質問をお願いします。

○田島乾正議長 まちづくり戦略室長、南 康明君。

○南まちづくり戦略室長 先ほどの回答の中で、取り組んでまいりたいということで返事をさせていただいておまして、機会が今後あるごとに、何らかの動きをもらいたいと考えております。

○田島乾正議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 そうですね。私も機会があるたびにまたこの話題を取り上げまして、議会としても取り組んでまいりたいと思っております。

続きまして、電力問題について二つ目です。

節電に対する取り組みについて、電力会社のほうからもかなりの節電要請とかあると思われまます。岬町としても、取り組んでいるのはもうひしひしと伝わってきておるのですけれども、私自身、岬町自身が節電について取り組んでいるということをここでも聞きたいですし、岬町全域にわたって節電の啓発活動をしているということも、どのように取り組んでいるのか、聞いてみたいこともございますので、答弁をお願いしたいと思います。

○田島乾正議長 総務部長、白井保二君。

○白井総務部長 それでは、私のほうから本町の節電に向けた取り組みとか住民への節電に関する広報につきましてお答えをさせていただきます。

まず、東日本大震災の影響により関西電力大飯発電所第3・第4号機を除きまして、原子力発電所の稼働停止が続く中、この夏の関西電力管内の電力需給は、平成22年度並の猛暑を想定した場合でも無理のない定着した節電量、すなわち平成22年度に比べまして8.7%程度の削減を見込むことにより、電力を安定供給する上で最低限必要な予備率となる3%程度を確保できる見通しであることが国から発表されたところでございます。しかし、この夏の気温の変動等により、電力需要の急増や発電所のトラブルなど、不測の事態により電力需要が逼迫することも考え

られるため、関西広域連合からは、平成22年度の夏と比べまして約10%削減を目安とした節電の着実な実施を求める依頼がきたところでございます。また、国からも同様の趣旨で、数値目標を伴わない節電の要請があり、本町ではこうした国からの要請を踏まえ、定着した節電目標、すなわち平成22年度と比べまして約10%の節電を目安に、引き続き節電省エネに協力する方針でございます。こうした状況の中、本町の節電に関する取り組み状況につきましては、引き続き本庁舎の節電対策として冷房温度の設定を28度に徹底するとともに、可能な箇所につきましては、この空調機の稼働時間を短縮することも検討しているところでございます。また、大阪府グリーンニューディール基金補助金を活用して、本庁舎1階の蛍光灯をLED電球に、あわせて旧型の空調機器6台を省エネ型に改修を実施するとともに、さらなる節電対策といたしまして、本庁舎の電力使用料を制限するデマンド監視装置の設置を行い、電力需要のピークであります午後1時から3時までの重点的な節電対策として、必要に応じて空調機器の一部停止も行ったところでございます。このような節電対策などによりまして、本町の24年度の電力使用料は平成22年度に比べますと、夏季3カ月平均では約18%、年間を通じましても約13%を超える節電となったほか、現有の空調機器につきましてはエコ・アイス機器を有しておりまして、割安な深夜電力を使うことによりまして、今般の電気料金が値上げされたことについても電気料金の削減に貢献しているところでございます。

一方、この電力需要全体の4分の1は家庭で消費されております。また、そのうち約5割につきましては、エアコンの使用量によるものと判明しております。また、家庭のエアコンの電気使用量につきましては、国が求めております定着した節電目標を上回る使用量となっていることから、家庭でのエアコンの設定温度を28度とする、また使用台数を減らすなどの取り組みが効果的な節電であると提言されております。こうしましたエアコンの電気使用量を減らすなど、無理のない定着した節電を引き続き行うため、関西広域連合では国及び関西電力との連携による「みんなで節電アクション！」をキャッチコピーにとして、広く住民に節電の呼びかけを行っているところでございます。本町では、こうした国及び関西広域連合などの取り組み内容や関西電力の需要供給見込みの推移などの情報収集に努めまして、今後必要とされる官民一体の節電に関する取り組み情報を町のホームページなどに掲載するなど、住民に対する発信を行うとともに、引き続き本町といたしましても適切な節電対策を実施する方針でございます。

○田島乾正議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 いろいろな取り組みを、おさらい含めてしていただきました。本庁1階のLEDの電球については、今までの蛍光灯と変わらず結構明るいなど、自分も感じておりまして、これ

で節電になっているならいいなと思っております。また、夜間道を歩いておる中で、ふと見上げると、ここの該当はLED電球になっているなど、そんなに暗くなくていいものだなというふうにも思っております。その中で、やはり一晩中ついている街灯ですから、これがLEDになりますと、結構な電力の節電になるのではないかとも思いますので、できましたらいろいろな補助金を、ここにある国ニューディールの補助金とかもありますけれども、そういう補助金を探していただいて、LEDの電気で照らすというも節電の取り組みになると思いますので、その点、担当のほうでいろいろ取り組んでいただければと思います。

また、続きまして、3番目にもかかわるのですけれども、太陽光発電によるイメージアップ戦略についてということで質問させていただきたく思います。といいますのは、多奈川の多目的公園いきいきパークみさきのほうで取り組まれている太陽光発電所というのは、とてもイメージがいいなど、聞けば大阪府下でナンバー1の大きさだということもあり、これから視察ではないんですけれども、やっぱり見に来てくれる人も多いのではないかと思う中で、岬町には太陽光パネルがたくさんありますと、クリーンなエネルギーを生み出してますということを岬町の売りにしてはどうかと思いますけれども、その点、まちのほうの戦略はあるかないのか、ご質問させていただきたく思います。よろしくをお願いします。

○田島乾正議長 まちづくり戦略室長、南 康明君。

○南まちづくり戦略室長 多奈川地区多目的公園いきいきパークみさきでは、3月に合同会社クリスタル・クリア・ソーラーのシャープ太陽光発電所が創業を開始し、株式会社ユーラスエナジー岬の多奈川太陽光発電所も8月には完成する予定となっております。この2カ所の太陽光発電所が完成すれば、約1万3,000キロワット、一般家庭およそ4,800世帯分の年間消費電力を発電する計画となっております。大阪府下で最大規模の太陽光発電施設となります。また、岬町は年間日射量が2,000時間を超える全国でも日射量が上位に位置する地域であり、シャープ太陽光発電所も当初の計画を上回る発電量を確保できていると聞いております。多目的公園いきいきパークみさきの飛行機池に隣接する高台には、シャープ株式会社、株式会社ユーラスエナジー岬の協力によって、全体を見渡せる見学施設を設けていただけのこととなっております。そのことで、多目的公園いきいきパークみさきは、岬町の新たな観光スポットとなると考えており、いきいきパークみさきが正式にオープンすれば、PRをしてまいりたいと考えています。

○田島乾正議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 南室長のほうからPRをしてまいりたいと答弁をいただきました。多奈川地区の土取り跡の企業誘致に関しまして、太陽光パネルが来るということで、やはり当初賛否両論あつ

たと思うんです。というのは、働く場所がないのではないかという、やっぱり雇用を創出してもらおう企業に来てもらったほうがいいのではないかという意見もあったと思います。その中で、やはり太陽光パネルでいこうと判断していただいた行政のほうに、やはり太陽光パネルが来たということをもっと全面に打ち出して、どこへ行っても太陽光パネルのまちといいますか、クリーンエネルギーのまち、ひいてはクリーンなまちということで、岬町を売り出していただければ、岬町の存在価値というんですかね、まちの価値が上がるのではないかと自分は思っておりますので、その点、行政の方にはよろしくお願い申し上げます。

続きまして、大きな2番の質問になります。休耕田と空き家対策についてということでございます。

休耕田につきましては、先ほど道工議員のほうから質問があり、都市整備の部長等々が一生懸命答弁していただいていたのを私も聞かせていただいております、その中で、私の質問としては、空き家のほうを重点的に質問させていただこうと思います。

休耕田と空き家というのは全く別のものと言われると、自分はそうではないと思っております、休耕田が先か、空き家が先かちょっとわかりませんが、住んでいる方がもういなくなつて空き家になるのと一緒に、畑を耕している方がいなくなつて休耕田になっておると、同じような理由だと私は思っています。その中で、一つ提案なりさせていただきたいのが、空き家というのを有効活用させていただけないかと思っております。空き家といいましても、大きく2種類に分かれると思います。まだまだ使える家とこれはもう使えないなというような家があると思うのですが、私が言いたいのは、まだまだ使えるような家をそのまま放っておくのはもったいないのではないかと思っており、その空き家を利用していろいろ取り組みたいといった方も町内にはございまして、その空き家というのをどうやったら有効活用できるのか、今後検討していきたいなどは思っているのですが、町として、この空き家というのがどれだけあるのか、つかんでおられるのかどうか、1回質問させていただこうと思います。お願いいたします。

○田島乾正議長 まちづくり戦略室長、南 康明君。

○南まちづくり戦略室長 竹原議員のご質問の空き家について、現在どの程度あるかということについてお答えをさせていただきます。

まず、岬町内の空き家の状況につきましては、平成24年3月に作成した岬町住宅マスタープランにおいて空き家ストックの適正な維持管理と活用についてという記載がされておりますが、このデータは平成20年度の住宅土地統計調査を行ったときのデータで、当時1,510戸程度の空き家があると書いております。このデータでは一応の目安とはなるものの、古いデータのた

め、活用できないと考えております。なお、空き家につきまして、人口の減少傾向や少子高齢化の進行を背景として今後も発生が増加することが予想されるため、空き家を活用する施策に合わせて空き家の数が適正に把握できる方策を今後検討してまいりたいと考えております。

○田島乾正議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 一つの例なんです、私の家の向かいの裏の家なんですけれど、空き家になっておりまして、そこに最近新しい方が住み出されました。新しい住民さんなので、自分も気になって話を聞きにいくと、堺のほうから引っ越してきたと、物件が安かったので買わせていただきましたという中で、何で堺から来たんですかと聞くと、ここには釣りするところがあるということを知りまして、一日じゅう釣りしてるねんというおっちゃんとして、奥様は目の前に畑を借りるところがあったので、畑をしてるねんということを知りまして、ありがたい方が来てくれたなと思っており、こういうようなリタイアされた方が岬町に来てくれるに関して、空き家という数をつかんでおりましたら、自分たちもまだまだ紹介できるというんですか、岬町にはこういうところがありますよということを知りにできるかなと思っており、また町外から来られた方に対して、岬町に来るのは初めてなので、その土地のルールというのがひとつもわかってなかったのが、岬町には自治区というのがあるので、ここに入らせていただいて回覧板というのが回ってくるんですという一つの説明からさせていただきまして、そういうような移住される方の応援ができる窓口というのがあればいいなと自分は思っております。移住支援というのを検討できないかと言っておりますけれども、移住してくる方にお金の面で支援をするのではなく、自治区ととけ込みやすいような何かパンフレットなりレジュメなりつくっていただいで説明をしていただく、心と心の触れ合うような支援ができるような窓口があればいいなと思っておりますので、その点、空き家等に関して取り組んでいただければと思っております。

続きまして、大きな3番、観光立町についてということなんです。

私も観光に関しては、いろいろ自分自身取り組んできております。その中で、観光客を呼ぶには、やはり地元の観光スポットというのを整備して呼び込んでいきたいなと思っておる中で、タウンミーティングも一度のぞかせていただいたのですが、田代町長には熱い思いがあるというのも、それもよくわかります。長期戦略も含めて、観光客を呼んでくる方法というのを田代町長の口から一度話していただければと思いますので、一度お願いしたいと思っております。

○田島乾正議長 町長、田代堯君。

○田代町長 本当に先ほどからいろいろ休耕田とか移住政策、非常にありがたいご質問でございます。全く我々が本当に一生懸命になって、議会の皆さん方のご協力を得ながらやらないと、この

町は非常に衰退化していく、高齢者が高くなっていくということはもう事実であります。そんな中において、観光立町についてどのように考えているのかということをおっしゃっていると思いますけれども、これ、道の駅の建設に至っても、深日港の再整備に至っても、議会の皆さん方のご協力を得ながら同じことを申し上げているんですけれども、まず私たちの町は人口減少の中で、特に高齢化人口が高くなっております。全体に申し上げますと、65歳以上がこの4月現在で、ちょっと間違っていたらあれですけども、31.8%というかなり、いつの間にかぐっと上がっておるんですけれども、そんな状況の中で、先ほど道工議員からも休耕田の対策についての問題もありましたけれども、そんな中でいわば耕作をする後継者、担い手がだんだん少なくなってきて、そしてサラリーマンのほうへだんだん職がえをされて、なかなか次世代に向けた休耕田対策とか空き家対策という非常に難しいところがございます。私はそんな中で、今回、まちの価値を高めるということは、岬町は高齢化しているしなというようなことをよく聞くんです。そうじゃなくて、先ほどおっしゃっているような観光をやっぴり活性化させるということがまちの価値を高めるということにつながろうかと思っていますし、また休耕田を再利用、再活用する、また空き家も再活用するということもまちの価値を高めるということになろうかと思えます。そんな中において、先ほどの質問にもお答えしているのですが、堺以南において9市4町で観光推進協議会を立ち上げる中で、私が考えますのは、やはり関西国際空港ができることと我々が誘致合戦をしたときは、伊丹を廃止するということが前提条件でした。そんな中で、ふたをあけてでき上がったら、なかなか伊丹は存続だということになって、我々、関西国際推進協議会がけしからんやないかと、本当に伊丹を廃止して関空一本にせえよという要望もかなり国に対して要望してまいりました。そんな中で、新会社という形で統合した中でやっていくということで、しかしそんな中でも、あくまで我々泉州地域の組長は、伊丹はやっぴり廃止してほしいということには変わりございません。そんな中で、泉州がこれで活気づくだろう、にぎわうだろうということを誰もが期待をしたことは事実だと思います。しかし残念ながら、現況を見ますと、内国からおいでになったお客さんは、関空をおりたら直ちにやはり京都、奈良、大阪、ひいては神戸、そういったところが主流になってしまって、なかなか南のほうへ南下してくれない、そういった中で私どもはこれではいかんということから、受け皿づくりをやっていこうということで、関空の社長も含めた中で、今後はやはり泉州をかさ上げしてほしいということから、私はやはり道の駅もそうですけれども、深日港を再整備して、大阪湾を中心に南回りで、そして洲本、ひいては明石海峡を渡って、神戸から市内へ戻って関空へ戻ってきてもらう、そして関空から国へ帰っていただくということをやっぴりできない限り、私どものまちはなかなか活性化は難しいんだろうと、こう思ってお

ります。そのためには、今、国もありがたいことに我が深日港をしっかりと見据えていただいておりますし、大阪も重たい腰をやっと上げてくれているような感じがしますので、そういった意味では、やはりそういった観光の地域力を生かして、その中でまちの価値を高めていく、そして交流人口をふやす、そして今おっしゃっている移住人口、いわば定住人口をふやしていきたい、そしてひいては人口がふえることによって所得税税収を上げていきたいというような、単純な考えかわかりませんが、これはなかなか難しい事業だと思っています。しかし、これはじっくりと腰を据えて長期的にものを考えて、せんだっての竹原議員の質問にもお答えしましたとおり、じゃあ深日港の再整備はいつごろやるんだと、どうせ中長期って10年スパンですかということだったと思いますが、私はこれはもう5年かけて、5年以内には何とか深日港の整備をやりたいと、このように思っています。そういった意味では、今後、議員の皆さん方のご理解と住民の皆さん方のかく、やはり層を上げて住民の方が、やっぱり何とか深日港をせえ、まちを何とかせえということと一緒に声を大きくしてもらって、大阪府なり国へその声が届くようにしなければならない、その旗振り私がしっかりとやらなければならないと、このように思っておりますので、先ほどおっしゃっています今後の観光立町に向けては、議員の皆様方と一緒に取り組んでまいりたいと、このように思っていますので、よろしくご理解を賜りたいと思っております。

○田島乾正議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 田代町長から力強いお言葉をいただきました。行政として一生懸命取り組んでいくといった中で、私の考えを述べさせていただきますと、町長も先ほど高齢化率の話が出ました。65歳以上の人口がという話ですけれども、高齢者が多いということが実はいいんじゃないかというように思っていることがあります。といいますのは、岬町でとどまってくれている方がかなり多い、まだまだ働いてくれる方が多いのではないかと、生き生き活動されている方がものすごく多いと感じております。特に岬町をずっと見ていますと、スポーツで頑張られている方、またボランティアで頑張られている方、たくさんございます。それも思いは一つで、健康を維持し、長生きしようというのがありますが、やはりまちを活性化したいという方もとても多いというふうに感じておりますし、私たちは議員活動としてもそういう方を応援していきたいなと思っております。また、最近になって特に思うことなのですが、岬町というのはとてもいい土地柄だと感じたことが一つあります。といいますのは、社会福祉協議会の事務局長とお話ししている中で、岬町はボランティアで活動してくれる方がとても多いんだと。逆にボランティアさんにお金をとってくれというたら、ボランティアをやめると、そんなつもりでやってるのではないと断られる

土地柄なんですと事務局長は言ってくれました。確かにそういう風潮はあるのではないかと自分も思っていて、こういう方たちが一生懸命取り組んでいることを応援させてもいただきたいですし、そういう方たちが働けるというか、活動していただける場をこしらえていくのも私たちではないかと感じております。観光客を呼ぶに当たりまして、その方々の働きは必ず必要になってくるものであり、長期的に見据えても、まだまだ高齢者というのがふえてくると思われますので、働いてくれる方を大切に取り組んでいただければと思います。行政は行政の仕事、まちの方はまちの仕事、私たちは議会の議員の仕事として一生懸命取り組んでまいろうと思っております。

以上、私の一般質問を終了させていただきます。

○田島乾正議長 竹原伸晃君の質問が終わりました。

お諮りします。暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○田島乾正議長 異議なしと認めます。

それでは、1時から再開いたします。暫時休憩いたします。

(午前11時50分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○田島乾正議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に川端啓子君。

○川端啓子議員 皆様、こんにちは。平成25年6月議会において一般質問させていただきます。

当町においては土取り跡地の企業進出も決まり、明るい話題が出てきております。ただ、住民の間では、将来に対する不安を抱えているのも現状です。町長以下職員の皆様におかれましては、住民が希望を持ち、安心して生活できるまちづくりを目指して鋭意努力していただくことをお願いいたしまして、一般質問に移らせていただきます。

最初に、胃がんリスク検診についてですが、胃がんを未然に防ぐため血液検査でリスクチェックする胃がんリスク検診の導入を実施している自治体がふえてきております。胃がんリスク検診とは、胃粘膜の萎縮程度がわかるペプシノゲン胃検査と胃がんの原因と言われるピロリ菌の有無を調べるピロリ菌抗体検査をあわせたものです。判定は四つに分類され、Aは異常なし、B、C、Dはいずれも要精密検査、B判定の人は3年に一度、Cは2年に一度、Dは毎年内視鏡、胃カメラ検査を受診することが推奨されております。バリウムを飲んで行うX線検診より血液検査で胃

の健康状態を知れば、毎年ではなく、計画的に検診を受けることができることから、胃がんリスク検診を実施する自治体がふえてきております。大阪府では、茨木市が40歳から5歳刻みで胃がんリスク検診を行っていると聞き及んでおります。健康長寿を目指す当町も、この胃がんリスク検診の導入を検討すべきと思いますが、当町の見解をお尋ねいたします。

○田島乾正議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 本町では、健康増進法に基づき、国が定めておりますがん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針、いわゆるガイドラインに従って検診を進めております。また、本町の胃がん検診は、ガイドラインに示されている問診とバリウムを飲んでレントゲン検査を行う胃部X線検査で、がんの早期発見を目的といたしております。議員ご指摘の胃がんリスク検診は、血液検査でさまざまな研究で胃がんの原因となることが明らかになってきておりますピロリ菌の感染の有無を調べるヘリコバクターピロリ抗体検査と胃粘膜の収縮度を測定するペプシノゲンを測定し、その組み合わせから胃がん発症のリスクを明らかにする検査でございます。この検査において、リスクのある方については専門医で精密検査を行っていただき、さらに検診で判明したピロリ菌感染者につきましては、除菌を行うことで将来の胃がんの発症を予防しようというものでございます。なお、ピロリ菌につきましては、厚生労働省では抗生物質などを使ってピロリ菌を取り除く除菌について、健康保険の適用範囲をこれまでの胃潰瘍や十二指腸潰瘍に加え、慢性胃炎の治療にも拡大することを新たに認めたところでございます。

この胃がんリスク検診につきましては、自治体で導入が始まったばかりでございまして、大阪府内では茨木市のみが実施をいたしており、平成25年度から40歳から65歳まで5歳きざみの節目の年齢の方を対象に実施をいたしております。しかし、現在の国のガイドラインにおいては、ピロリ菌について、ピロリ菌の除菌が胃がんの死亡率を低下させる効果の実証が不十分として、個人の判断による任意型検診の方法として位置づけられております。

また、厚生労働省では、がん検診のあり方に関する検討会において、胃がんリスク検診等の実効性を検証し、現行指針の見直しが必要かどうかを議論することとなっております。

本町といたしましても、この検査方法は注目していくべき検査だとは認識をいたしておりますが、現在も研究が進められていることや、また国でも議論されることから、今後、国の動向を注視するとともに、先進自治体の情報も収集しながら研究・検討したいと考えているところでございます。なお、今後研究成果が集積し国が新たな方針を示したときには、この方針に沿った対応を検討してまいりたいと考えております。

○田島乾正議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 このリスク検診、胃がんだけでなくリスク、そういう持つということは、先日も外国の女優さんのことですごく注目を浴びていましたけれども、しっかりと情報収集をしていただいて、できるだけ前向きにまた考えていただきたいということを要望しておきます。

次に、妊婦の無料歯科健診についてですが、妊娠中に女性ホルモン分泌量がふえると歯周病が発症、進行しやすくなり、早産や低体重児出産の危険性が出てくると言われております。母子の健康を守る観点から、母子手帳の交付時に歯科健診無料クーポンを発行するなどして注意喚起している自治体がありますが、当町も母子の健康のため無料歯科健診を実施できればと思いますが、この点についてお尋ねします。

○田島乾正議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 妊娠をすると、女性の口の中の環境は大きく変化されると言われております。個人差はございますが、飲食の回数がふえる傾向にあり、つわりなどの影響により口の中が不衛生になりやすく、また唾液が酸性に傾きねばねばした状態になり、口の中の細菌が繁殖しやすいことから虫歯になりやすくなります。また、女性ホルモンの影響により妊娠性歯肉炎にかかりやすく、重度の歯周病は早産の確率が高まるとも言われております。妊娠中から歯や口の中の衛生管理をすることは、母体の健康管理につながるとともに虫歯の母子感染を防ぐためにも重要であることから、本町におきましては、母子健康手帳でも歯の衛生について啓発をいたしておるところでございます。

本町では、年4回と健康長寿まつりにおいて、15歳以上の方を対象として無料で実施をしています一般の歯科健診に妊婦の方も受診をしていただくことができます。また、2歳児及び3歳6カ月児の歯科健診では、子どもに加え、妊婦とは限りませんが、主に母親、保護者に対しても健診を実施しているところがございます。なお、近隣市町においても、妊婦の歯科健診につきましては、本町同様、一般の歯科健診で対応していると聞き及んでおります。また、本町では、妊娠中の歯の衛生の重要性を考慮し、両親教室として実施をいたしておりますたまごクラブにおいて、歯科衛生士によるブラッシングや口腔ケアなど歯科保健指導を取り入れているところであり、母子健康手帳の交付時に健診やたまごクラブ等についてチラシなどで説明をし、受診や参加勧奨に努めているところがございます。しかしながら、平成24年度におけます両親教室たまごクラブの参加者は7組となっております。最近では、このような同様の教室等を実施している医療機関もふえてきており、そこに参加されている方もおられると思われることから、一概に少ないとは言いがたい面もございますが、引き続き妊婦の歯の衛生の重要性について理解が得られるよう説明をし、健診の受診やたまごクラブへの参加を勧奨してまいりたいと考えております。

○田島乾正議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 ありがとうございます。しっかりと、行政としてはいろいろ手を尽くしてくれていることはわかるんですが、なかなか知らないままに終わる方もいるかと思しますので、その辺のところも考慮して、さらなる啓発をよろしくお願いします。

次に、空き家条例についてですが、経済事情や高齢化に伴って適正に管理されない空き家がふえてきております。家周りの整理整頓ができていなかったり、草木の繁茂でご近所に迷惑がかかることもあります。それだけでなく、防犯上、近隣に迷惑がかかることもあります。このことから犯罪や放火を誘発する要因を除去し、生活環境の保全と防犯のまちづくりを推進し、住民の安心で安全な生活を確保することを目的とした空き家等の適正管理に関する条例を制定する自治体がふえてきております。当町もこの条例の制定について考えなければと思いますが、当町の見解をお尋ねいたします。

○田島乾正議長 まちづくり戦略室長、南 康明君。

○南まちづくり戦略室長 川端議員の空き家条例の制定に関するご質問についてお答えいたします。

空き家条例の制定の件につきましては、かねてより田代町長から条例制定に向け進めるよう指示があり、現在検討を進めている事項でございます。

まず、空き家・空き地の課題につきましては、環境の視点、防災の視点、建物の安全性の視点から総合的に調整する必要があり、その調整担当といたしまして、私のほうから空き家などの町の対応についてお答えさせていただきます。

本来、空き家・空き地の適正な管理につきましては、当然のことながら、所有者の責務であると考えております。しかし、所有者等が管理する土地または建物に廃棄物が捨てられたり、草木の繁茂等で周囲の住民の生活環境を著しく害していると認めるときには、住民生活課で岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例の解釈に基づき所有者等に通知し、改善を即しているところであります。

危機管理担当では、空き家の防犯・防災対策として、必要に応じて警察・消防署にパトロールの強化を要請しております。そして都市整備部では、建築基準法の関係で大阪府と連携して対応を行っているところでございます。建築基準法では、建物の所有者は建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するよう努めなければならないとされ、建築物等が著しく保安上危険であり、または著しく衛生上有害であると認める場合は、特定行政庁、いわゆる岬町の場合は大阪府が所有者等に適正な状態にする措置を講じることができると規定されており、現在大阪府では、主として近隣の住民からの情報を受けて所有者の特定を行い、危険防止や撤去等の指導

を行っている状況でございます。

一方、空き家を長期間放置すると、倒壊の危険性や不審火など防災や防犯面で問題になる可能性があり、問題が発生する前にできるだけ速やかな対策を講じる必要があることから、大阪府では府民の通報・相談を促進する仕組みづくりや危険建物等の判断基準、勧告・命令に至るまでのマニュアル化、所有者が特定できない場合の対応など、大阪府と市町村が一体となって取り組んでいける有効な方策を現在検討している状態であります。なお、空き家・空き地の適正な管理対策については、所有者の責務であることを前提に、現在建築基準法や条例の範囲内で行っている状況であります。

条例制定に向けた町の考え方といたしましては、建築基準法では保安上危険な建物について撤去命令や代執行の規定はあるものの、危険の範囲が曖昧で、手順も具体的に示されていないのが現状であることから条例化に踏み切る自治体が多く、全国で31団体が条例化をしており、大阪府では貝塚市が条例制定している状況でございます。しかし、条例化に向けては、危険の範囲の基準をどう定めるか、住民等の財産権の行使を規制する法的措置など課題も多くありますが、条例制定に向け、早期に作業を進めてまいりたいと考えております。

○田島乾正議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 今まではいろんな問題点が住民から出てきたときには、それぞれの担当部署でもってそれぞれが対応していたということで、今回は町長もきちっと1カ所のところで全て対応できるようにということで、条例を制定するというを今お聞きしましたけれども、それについては、大体もう期限としては、いつまでにまた制定をということをちゃんと明確にしているのかということと、また活用部分として空き家バンクとかそういったいろんなことをよそでは考えたり、いろんなことができてきておりますので、そういうことについてもどういうふうにされるのかということをお尋ねしたいと思います。

○田島乾正議長 町長、田代堯君。

○田代町長 本町の条例は、先ほど担当部長から説明のあったとおりでございます。今後、いつごろまでということについては、私はできるだけ以前から言っていますので、9月の定例会に向けて十分検討する必要がある。というのは、最近この空き地、また空き家が非常に多くなってきているのが現状でありますので、環境の面、そしてまたそういった危機管理の面から見ても、早急に条例の制定をする必要がある。また、罰則規定等はございませんので、そういったことも含めて十分検討してまいりたいと思っております。

○田島乾正議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 そうしたら、中身については、9月議会で出てきたときにまたご意見を言わせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、防災行政無線の音声自動サービスについてですが、町内のアナウンスが聞こえにくいと  
のがあります。外に出ていたらまだ聞こえるけれども、家の中にいて、特に締め切っていたら  
何を言っているのかなと思うこともあると言われておりますし、またそれが直接に自分に関係の  
ないことだったら聞き逃してもいいけれども、大事なこと、特に緊急時の防災行政無線が聞こえ  
にくいと大変困ります。今何を言っていたかなということをもう一度確認したいと思ったときに、  
音声自動サービスが導入されていればとも思います。この音声自動サービスは、防災行政無線の  
終了後、指定電話番号に電話をすると同じ内容がその後24時間聞けるというのですが、お隣  
の阪南市でも導入されて、大変喜ばれていると聞き及んでおります。当町も導入すべきと思いま  
すが、当町の見解をお尋ねします。

○田島乾正議長 危機管理監、谷下泰久君。

○谷下危機管理監 川端議員の防災行政無線に関する質問にお答えさせていただきます。

議員が言われますように、防災行政無線で放送した内容を再度確認したいなどの理由から、電  
話で聞くことができるという音声自動サービスを取り入れている自治体もあることは聞き及んで  
いるところです。議員のご提案であります電話回線を通じたサービスの導入につきましては、昨  
年検討させていただきました経緯があり、我々は今現在、現実的な対応といたしまして、聞こえ  
にくいところにつきましては広報担当のほうに電話をいただければ、全てのその内容をお伝えさ  
せていただいております。平日の場合、職員が対応することで、具体的な内容についても必要に  
応じて関係部署におつなぎさせていただく場合もあり、機械的な対応ではなく、より丁寧なサー  
ビスにつながっているのではないかと考えているところでございます。また、土曜・日曜・祝日  
といった休日には、守衛の警備の方にもその放送内容がわかるように原稿をお渡しさせていただ  
いておりまして、放送内容を確認してこられる住民からの対応を行っているところでございま  
す。あわせて、自治区長にも今行っている対応についてお伝えさせていただいております。しか  
し、住民の皆様への周知という点におきましては遅くなっておりまして、岬だよりで早急にお知  
らせしてまいりたいと考えておりますので、ご理解よろしくお願い申し上げます。

○田島乾正議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 電話でもってまたかけたら、きちっとテープではなくてということは、お年がい  
った方にはそのほうが同じ電話でもいいかなと思います。あと、メール配信でもって、災害関係  
は大阪府のがあるかと思うんですけれども、その辺についてはどうなっているのかということ。

○田島乾正議長 危機管理監、谷下泰久君。

○谷下危機管理監 現在、行政サービスのメールの代表的なものとしたしましては、大阪府がおおさか防災ネットで気象・地震・津波情報、災害時の避難勧告や指示等の防災情報の配信サービスや、警察がひったくりや子どもに対する声かけ等の防犯に必要な犯罪発生情報と防犯対策情報をメールでお知らせする安まちメールなどのサービスが今現在ございます。

○田島乾正議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 大阪府のほうに登録していたら、そうしていただけるのかと思うんですけども、このメール配信というところで、災害時だけでなく、今の防災関係とはまたちょっと違うんですけども、メール配信ということで、この間泉南市の議員とお話ししていたら、泉南市の場合は、行政の情報メールを発信しているんだということで、ただ、今のところまだごみの日メールだけなんだけれども、していてすごく喜ばれているということを聞いたので、防災とはちょっとそれるんですけども、メール配信というところから、できたら皆さんが喜んでくれるメール配信をできないものかという、このごみの日メールというのは、私は聞いただけですごくいいなと思ったんですよ。というのが、燃えるごみというのはもう皆さんわかっていて、間違っでは出さないけれども、そのほかの、例えば空き缶とか空きびんとか、言ったら毎週でない部分についてはやはり間違っで出されて、ごみの集積場がそのままになっていたりすることとか、いろいろあるわけなんですね。そういうこともきちっと皆さんができていたらいいんですけども、それをきちっと、できたらこういうふうにも町のアナウンスでもって、前に1回私、言ったことがあるかと思うんですけども、町のアナウンスでもって、あすはごみの日ですよとかって言ってあげたらいいけれども、またそれを聞きたい人、聞きたくない人、聞きたくない人からしたら、もう何でそんなうるさいことするんやという場合もあるし、もし今、大概の人が年に関係なく皆さん携帯を持って、メールもされています、もう80代の方もされてる方がたくさんいらっしゃいます。そやから、それをこうして登録したら発信しますといたら、すごく喜ばれると思うんですね。だから、その辺そういうことを検討できないかというのを、管理監ではごみとどうなのかはわからないけれども、メールということでお願いします。

○田島乾正議長 危機管理監、谷下泰久君。

○谷下危機管理監 泉南市のごみメールや、このほかにも泉佐野市でも講座とかいったような、講座メールなんかも配信しているように聞き及んでおります。岬町におきましても、今後住民に直結した情報を精査していく中で、各種行政情報の効率的なメール配信が可能かどうか、今後関係部署と協議をしながら検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願い申し上げます。

○田島乾正議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 皆さんが喜んでいただけると思いますので、できるだけ、努力していただきたい  
と思います。

次に、期日前投票の宣誓書についてですが、定められた投票日に予定等があり、事前に投票を済ませることができる期日前投票の制度についてですが、高齢者また障がいを持つ方は、自身の体調に合わせて外出を考えたりしますので、期日前投票の制度は非常にありがたいと言われます。特に高齢者の中には、選挙を棄権することには罪悪感を感じる方もおられ、投票を済ますとほっとしたと言われる方もいらっしゃいます。ただ、投票所に行って宣誓書を書くのが苦になると言われます。自治体によっては、事前に宣誓書の用紙を手に入れることができ、家でゆっくり書いて投票に行くことができるところもあります。当町は高齢者の方がたくさんいらっしゃいますし、期日前投票に行かれる方がたくさんいらっしゃいます。少しでも便利のよいようにできないもの  
でしょうか、お尋ねします。

○田島乾正議長 総務部長、白井保二君。

○白井総務部長 まず、選挙権につきましては国民の基本的な権利でございます、選挙は最も重要な政治参加の機会であるとともに、民主主義の根幹をなすものと言われております。この政治参加をさらに進めるためには、有権者の皆様方が投票に行ってくださいやすい環境を整えることが求められております。こうした中、国におきましては、公職選挙法の改正によって期日前投票制度の創設や投票時間の延長など投票しやすい環境づくりを進めているところでございます。

さて、選挙につきましては、選挙期日すなわち投票日に投票所に行って投票することを原則としておりますが、期日前投票制度は、選挙期日以前にあっても選挙期日と同じく投票を行うことができる制度であります。この期日前投票制度の具体的な手続につきましては、有権者が期日前投票所に出向き、投票所入場券またはその他の身分証明を行いまして、選挙期日に投票できない見込みであることを書面で宣誓の上、通常の投票と同じ要領で投票用紙を係員から受け取って投票することになっております。この期日前投票制度は、従来の不在者投票制度と比べまして投票しやすくなっており、昨年12月に執行されました衆議院選挙においては、有権者の19.4%が、投票者の29.6%がこの制度を利用されており、投票率の向上に寄与しているものと推定されます。こうした中、期日前投票の対象者につきましては、選挙期日に仕事や用事があるなどの現行の不在者投票事由に該当すると見込まれる有権者となっているため、投票の際には、現行の不在者投票制度と同じく一定の理由に該当すると見込まれる旨の宣誓書に必要事項を記載の上、提出が必要となっております。この期日前投票所において、期日前投票の理由を選択して提出する

宣誓書に関して困惑する高齢者が多くあり、期日前投票事務に従事した経験からも、一人でも多くの有権者が投票できるように制度の見直しを図ることが重要であると認識しております。

こうした中、総務省におきましては、本年5月に、選挙の際に送付する投票所入場券の裏面に期日前投票に係る宣誓書の様式を印刷する宣誓先進事例を示すなど創意工夫を凝らして、選挙人の便宜に資するよう努めることを求める通知があったところでございます。よって、選挙管理委員会といたしましては、本年7月に予定されております衆議院議員通常選挙におけます期日前投票制度等に係る詳細な内容を記載いたしました岬だより、すなわち選挙特集号の発行や町ホームページにも同じ内容を掲載するとともに、この期日前投票に必要な宣誓書の様式をホームページからダウンロードできるよう計画しております。また、国から通知がありました投票所入場整理券の裏面に、宣誓書の様式を印刷する事例の検討もあわせて行う予定でございます。こうした選挙人の便宜に資する期日前投票制度の運用に係る見直しの検討とともに、これに伴いますなりすまし投票や二重投票などの不正行為の防止にも配慮しながら、有権者の皆様が投票に行っていたきやすい環境の改善に努めまして、さらなる住民の方々の政治参加を勧めることにつながるよう進めてまいりたいと考えております。

○田島乾正議長 総務部長、先ほどの答弁の中で、衆議院議員選挙と言ったんやけれども、参議院選挙と思うんですが、間違いはないですか。間違っていたら、訂正しておいてください。

○白井総務部長 失礼しました。期日前投票の実績を申し上げたときに、これは昨年12月に執行されました衆議院議員選挙において有権者の19.4%の方がこの制度を利用されている、また実際に投票された方の29.6%の方がこの制度を利用しているという内容でございますので、訂正させていただきます。

それと合わせまして、ことし7月に予定されております衆議院議員選挙ではなく、参議院議員の通常選挙でございます。あわせて訂正させていただきます。申しわけございません。

○田島乾正議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 昨年は投票者の3分の1の方が期日前で投票されたという、本当に、今総務部長もこの7月予定の参議院選挙は、宣誓書は事前に書いて投票所に行けるということをもう行っていただきましたのでね。そうですね、総務部長。

○田島乾正議長 総務部長、白井保二君。

○白井総務部長 済みません。もう一度ご質問に対して答えさせていただきます。

まず、宣誓書の様式等につきましては、国から示されております入場整理券の裏面に宣誓書を印刷する、この件については引き続き検討させていただきます。しかし、この期日前投票所にお

けます宣誓書の様式につきましては、今回ホームページの様式集からダウンロードという形に、制度については新たにづくってまいりたいと、そういう考え方で、今回の7月に予定されております参議院選挙につきましては改善を図りたいと考えております。

○田島乾正議長 川端啓子君。

○川端啓子議員 とにかく何らかの形でこの宣誓書は事前に入手できて、今までだったら期日前の場所に行って、そこで用紙をもらって書いていたのが、もうこの7月予定の参議院選挙からは事前にどこからか、ダウンロードでもして入手して書いて、もうそれを持っていけるということですよ。もうそれをお聞きしましたので、私もあえて言うことありませんので、よろしくお願いたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○田島乾正議長 川端啓子君の質問が終わりました。次に中原 晶君。

○中原 晶議員 日本共産党の中原 晶です。

第2次安倍政権が発足してから半年が経過しましたが、早くもアベノミクスに陰りが生じています。急激な円高による輸入商品や原材料費の高騰で、庶民の生活と中小企業、農漁業者などへの経営の圧迫は深刻さを増しています。賃金は安倍政権になってからも下がり続け、金融緩和にもかかわらず、三大銀行の中小企業向け貸し出し比率は史上最低となっています。企業の設備投資は5期連続のマイナスとなり、経済の土台では落ち込みが続いています。景気の回復など実感できないというのが庶民の実感です。

もう一方で、庶民とは対照的に、一握りの富裕層には株高によって巨額の富が転がり込むという異常な状況があります。また、株価の乱高下が続き、制御不能に陥りつつある状況は、株式市場からの極めて危険な警告であり、政府が率先して投機とバブルをあおる姿勢の先に健全な経済の成長は見出せません。安倍政権が進める政策による雇用の劣化と不安定化の進行、今後の社会保障の切り捨てに加え消費税の増税では、庶民の生活も日本経済も財政も立て直すことはできません。地方自治体の役割がますます重要度を増す中で、住民の命と健康を守り、暮らしを根底から支える政治の実現を求めて質問を始めます。

今回は、減災対策と災害発生後の被災者支援について質問します。

まず初めに、減災対策について質問をします。

東日本大震災発生以来、3回にわたって要援護者の把握について質問をしてまいりました。いつ起こってもおかしくない災害の発生に備えて、要援護者の把握を一刻も早く進めることを求めてまいりましたが、その後の進捗状況はいかがでしょうか。確認したいと思います。

○田島乾正議長 危機管理監、谷下泰久君。

○谷下危機管理監 中原議員の災害時要援護者の把握の進捗状況についてのご質問にお答えさせていただきます。

まず初めに、しあわせ創造部とまちづくり戦略室の危機管理担当とにおいて、災害時における要援護者の安否確認実施マニュアルの作成を行ったところであります。内容といたしましては、要援護者のそれぞれの特性を理解していただくために、要援護者の対象別安全対策、要援護者への支援体制や地域でつくる安心ネットワークなどに区分して行政内部での骨格ができ上がり、関係団体にお示したところ、緊急情報キット配布事業や今年度から実施しております認知症等高齢者徘徊ネットワーク事業など、災害時要援護者登録制度と一体的に把握ができるよう、このマニュアルの様式に全ての事業を記載して、希望される事業を本人より選択していただけるように変えてはどうかというご意見がございましたので、現在各事業が全て把握できるような様式に変え、修正を加えている状況でございます。

そして、災害時要援護者の把握状況でございますが、平成22年度から実施しております緊急情報キット配布事業によりまして、見守り事業を行っているところです。平成25年4月末現在、75歳以上の高齢者263人が登録していただき、民生委員が平時の見守りを行っております。また、災害時の要援護者といたしましては、災害時にご自身で避難することが困難な方や援助が必要な方としまして、現在把握している人数としまして、介護認定を受けている方1,278人、障害者手帳の交付を受けている方が857人、療育手帳を受けている人131人、精神保健福祉手帳を受けている方79人となって、合計で2,345の方が災害時の要援護者の候補者となっております。現在、これらの情報は一元化されておりませんが、今年度から認知症等高齢者徘徊ネットワークの構築を予定しておりまして、これを発展させ、緊急情報キット配布事業と災害時要援護者登録制度と一体的に実施し、関係機関と共有できるよう現在取り組みを進めているところでございます。

自主防災組織におきましての要援護者の把握状況ですが、昨年9月に報告させていただきました時点より3組織ふえ、平成25年4月末現在で39組織が把握している状況となりました、そのうち登録制度という方法をとられている自主防災組織は7組織ございます。また、昨年度におきまして再度調査確認した結果、登録までは至っていないが、組織で安否確認を把握して避難誘導を組織化している自治区は32自治区あり、この結果、自主防災組織を結成されておられる自治区39組織全てにおいて要援護者に係る把握・誘導を終える体制ができ上がっています。さらに、自主防災組織は結成していないが、要援護者の把握はしているという自治区は3地区ござい

ます。この3自治区につきましても、担当を決め、避難誘導も含める対応となっております。こうした日ごろから地域における要援護者の情報を適切に把握し、民生委員、児童委員などの関係機関との間で共有を図ることが要援護者が安心して地域での生活を送ることができることにつながると考えていますので、これからも関係者等と協議しながら要援護者の把握に努めてまいります。

○田島乾正議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいま要援護者の把握とその数についてお示しをいただきました。全体として、要援護者の把握の数についてはふえているということだと思います。それでも、中でも自主防災組織については、非常に努力をされているなという印象を持ったんですが、一昨年の9月の議会で確認したところ、自主防災組織の結成は32ということでありまして、去年は36、現時点ではさらに3組織ふえて39ということですので、これは自治区、関係者、当然行政の努力によるものと評価したいと思います。引き続き、実態に見合った形で行政としての支援を強めていただきたいと思います。いずれにしましても、先ほど答弁のあった中で2,345人と、要援護者の数は非常に多いということかなと思います。では、相当の数に及びますけれども、要援護者の方の情報の共有やその情報の提供について確認をしたいと思います。

要援護者情報を収集するわけですが、その情報をどう管理し、どう生かすのかというのが次の課題となってまいります。情報の共有化と提供のルールづくりについて、どのようなお考えをお持ちかお尋ねをいたします。

○田島乾正議長 危機管理監、谷下泰久君。

○谷下危機管理監 現在、町が把握しています要援護者情報につきましては、先ほども要援護者の把握状況でお答えさせていただきましたとおり、本人が希望される手挙げ方式により把握している状況であります。これらの情報につきましては、さまざまな災害・被害に備え、危機管理担当が担当部署で把握した情報を集約し、情報の共有化・一元化をしてまいりたいと考えているところでございます。しかし、一方で平成25年4月12日災害対策基本法の一部を改正する法律案が閣議決定され、今後は災害発生時に非難の支援が特に必要となる災害時要援護者についての名簿の作成等、住民の円滑かつ安全な避難を確保するための措置を拡充する予定であるとの情報がございます。このような流れに合わせ、岬町におきましても、現在災害時要援護者台帳を作成するよう危機管理担当と関係部署で検討を進めているところでございます。具体的には、災害時要援護者の定義や登録の手法、また避難対策などを先進自治体等の事例を検証しながら、災害時要援護者台帳の作成を進めてまいりたいと考えているところでございます。また、台帳の作成後の

更新につきましては、町内の情報を駆使し、デジタル化による迅速で的確な更新手法を検討してまいりたいと考えているところでございます。

○田島乾正議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ちょっと今の答弁の中で確認なんですけれども、先ほどお聞きした要援護者の数についてお答えいただいた中で、手挙げで把握した数という説明だったかなと思うんですが、それは2, 3 4 5人手挙げなのかなというふうに、今の説明だと誤解を受けると思うので、もう一度そこは説明をいただけますでしょうか。

○田島乾正議長 危機管理監、谷下泰久君。

○谷下危機管理監 失礼いたしました。2, 3 4 5人というのが災害時に要援護者となり得る候補者という数でございます。そして、現在登録で手挙げをさせていただいている方の数というのが2 6 3人ということでご理解いただきたいと思います。

○田島乾正議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 2 6 3人が手挙げという格好で把握をされていると。これは、キット配布のときに合わせて見守りを求められたと、ご本人が、という意味の確認ができています数ということでありますね。確認をさせていただきました。

今、幾つかの事からについてご答弁をいただきましたので、一つ一つ確認をさせていただきたいと思います。

まず、今後の個人情報の取り扱いについて、名簿の運用にかかわって、4月12日に閣議決定をされている名簿作成にかかわることについて確認をさせていただきたいと思います。

名簿の作成をするに当たって、措置の拡充がなされるということが答弁の中でふれられましたが、その内容についてももう少し詳しくお聞きしておきたいと思います。

○田島乾正議長 危機管理監、谷下泰久君。

○谷下危機管理監 措置の拡充ということでございますが、災害時には高齢者や障がい者などのうち自力で避難ができない人たちに対して行政による支援を行うことが求められるため、行政の支援の対象となる人たちを把握するための名簿の作成が必要との声がありますが、その一方で、個人情報保護法との関係で、地方自治体の対応がなかなか進まないといったような指摘もあわせてされております。このため、今回閣議決定されています改正案に、支援が必要な人たちの名簿の作成が市町村長に義務づけられているとともに、名簿の作成に際し、個人情報の目的外利用を行うことが可能となるといった内容が平成25年4月12日災害対策基本法等の一部を改正する法律案が閣議決定されたものでございます。いずれにしても、地域と連携した避難が必要とな

りますので、今後も引き続き協議・調整をしまいたいと考えております。

○田島乾正議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 ただいま確認したのは、閣議決定をされた新たな法案の内容についてであります。一つの焦点になるのが、個人情報の取り扱いの問題であるということで、措置を拡充するという、その措置の拡充の中身については本人の同意がなくても、災害においてはこの個人情報を関係機関に提供ができるということかなと思うんですね。この事からつきましては、命を救うということが最優先されますので、もう何年も前から国としては、個人情報保護との関係もありますけれども、万が一のことが発生した場合は、個人の情報であったとしても、本人の同意がなくても情報を開示するよということはずっと言っているわけなんですね。それで、今回ようやく個人情報保護法との関係も少し整理しようとしているということでもありますけれども、岬町においても、今回の動きに合わせて、本人の同意がなくても命を救うために情報を開示、提供するという考えをきちんと示していただきたいと思うんですけれども、そのことについてはどのように運用なさっていくお考えか確認したいと思います。

○田島乾正議長 危機管理監、谷下泰久君。

○谷下危機管理監 今年度、津波避難ハザードマップを作成させていただき予定としております。それとあわせまして、災害が発生しますと、たちまち個人情報につきましては情報開示の対象となり得ます。しかし、そのときに関係課からその個人情報の情報を収集しておりますと、かなり時間的なロスが発生してまいります。そういった関係から、事前に我々は、今現在考えておりますのは、要援護者となる先ほどの対象者を一定の定義づけをいたしまして、事前に作成をしておきたいというのが我々の考え方でございます。そして、災害発生したときにその個人情報が今現在、法は改正されておられませんので、現在の現行法に基づいて、災害発生した後、すぐに避難を必要とされる方にその情報を提供しながら、関係者と協力をしながら対応していきたいと考えております。

○田島乾正議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 何だかすっきりしない答弁なんですけどね。はっきりと、災害が発生したときは、必要な機関に個人情報を提供するとおっしゃったらどうなんでしょうか。その1点、いかがですか。

○田島乾正議長 危機管理監、谷下泰久君。

○谷下危機管理監 災害が発生しましたら、すぐに関係機関には情報提供はさせていただきます。

○田島乾正議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 歯切れのよい回答がいただけて満足です。

この問題については、内閣府の調査で東日本大震災が発生した被災地12自治体で調査を行っておりまして、5つの自治体で個人情報の保護等を理由にして、持っていた名簿を提供しなかったんですね。そこの死亡率がほかの地域よりも高い傾向にあったということが明らかになっているんですよ。ですので、命を救うということを最優先にするという立場を貫いていただきたいと、先ほどのお答えいただいたところですので、その方向で進めていただきたいと思います。同時に、これは改めて申し上げるまでもありませんけれども、情報の管理については厳正に行っていただきたいと、漏えい等の事故が発生しないようにということも改めてこの場で求めておきたいと思っています。

この件にかかわっては、開示する、提供するという事は確認できましたけれども、万が一のときに、開示してその情報が渡せるのかという問題もありますので、本来であれば、事前に必要な方にお渡しをしておくということが必要なんですね。ただ、まだこういう議論まではちょっと時期が早いかなと思いますので、今後この事業を進めていただくに当たって、事前に必要な関係機関、関係者に要援護者の情報を提供するという事も視野に入れて整備を進めていただきたいと思っています。このことについて改めて考えさせられたのは、町長のタウンミーティングがありましたね。望海坂でのタウンミーティングで民生委員の方の発言がありまして、せんだっての大きな地震のときに地域の方が心配だなと思ったんだけど、どこにどんなリスクを抱えた方がお住まいなのか情報をもっていないので、自分は安否を確認しに行きたいんだけど行けないという非常に前向きな姿勢からの発言があったと思うんですね。ですので、そういった方の思いにもおこたえするためにも、事前に必要な方には整備したものをお届けし、厳重に保管をし管理をするということも視野に入れて進めていただきたいと思っています。

それから、引き続きご答弁の中からももう少し確認したいんですが、要援護者の定義についてもこれから確認というか、検討していくということだったかなと思うんです。一般的に要援護者と言われる方々、どんな方が対象となるのかということについては、ご自身の力だけでは災害への対応が困難な方ということで、高齢者、中でも要介護認定を受けておられる方やご高齢のひとり暮らし、また高齢者のみ世帯、さらに先ほどご紹介のあった身体・知的・精神の障がいをお持ちの方、ほかには難病患者ですとか生命を維持するために医療機器が欠かせないような方ですね、そういった方や妊産婦、乳幼児、外国人などということになると思いますけれども、これはこういう認識でよろしいでしょうか。

「はい」と言っておられるので、「はい」ということで確認をさせていただきます。

そうなりますと、先ほども数を確認させていただきましたが、要援護者の数というのは本当に膨大な数になるわけですね。割り算をしたらどうなんでしょうね、5人で1人助けるとか、10人に1人助けるとか、そういうような割合になってくるわけですね。それを地域のみんなで力を合わせてやっていくということに実際はなっていくと思いますけれども、要援護者の中には、幾つかのリスクが重複してお一人の中にあるというケースもあると思うんですね。ですので、集まってきた情報は突合といいますか、名寄せといいますか、そういった作業が必要になってくると思うんです。そのこととあわせて、実際の活用については、救助の緊急性の高さに従って救助を進めなければいけない、これは当然ですよ。一人で避難するのが最も困難な方から救助していくということになるわけですね。その判断を事前しておく必要があるということになると思います。東日本大震災の場でもそうでしたし、大事故なんかが発生した場合に、医療関係者がトリアージって行いますよね。あれと同じように、救助の緊急性の高さを事前に決めておく必要があると思います。そのことについては、お一人お一人の状況をつぶさに把握しておく必要があると思います。例えば、介護認定でいきますと、介護度が軽い方の中に、例えば認知症は非常に重いと、だけど介護度としては軽く出ると。今の介護保険の調査に基づく判定の仕方で行きますと、以前よりは随分ましにはなったんですけれども、認知症がかなり重くて家族としては非常に大変なのに、介護度は比較的軽いという結果が出たりする場合がありますね。ですので、紙の上を示されたもの、介護度が何ぼですよ、手帳の級が何級ですよというそういったものだけでは判断できない、救助の緊急性の高さというのはそういうものだと思うんですね。ですので、これまで以上に、先ほど情報については危機管理課で一元管理していきたいとおっしゃっていただきましたけれども、しあわせ創造部との連携が非常に緊密に必要なようになってくるんじゃないかなと思いますので、実情に見合った救助が適切になされるように、今も連携をとっておられるところだと思いますけれども、今後もより一層の連携を進めていただきたいと、これは求めることにいたします。また今後、進めていかれる中で、その努力を図っていただきたいと思います。

それから、台帳のことについて、台帳が一定でき上がってくるという時期はまだまだ先かなという気もするんですけれども、一定の形になってきたときに、日々要援護者の状況は変化していきますので、それを更新をしていかなければならないということになります。先ほどいただいたご答弁の中で、デジタル化への言及がありました。これは人類の英知を駆使したものであるということで、適当な判断かなと思います。ですけれども、更新のやはり打ち込みだとか変化した情報を集めてくる作業、そういったことには人が必要なんですね。私は、外から見ている立場ではありませんけれども、危機管理課やしあわせ創造部等のお仕事を見せていただいている、とてもこの新た

な重要な事業に十分対応できるだけの人員が配置されているとは、私は思えないんですね。また新たにシステム等を導入するということも必要かもわかりませんので、そういう点ではお金もかかってくるということもありますから、今後の更新、情報の把握、運用ということについては、システムの導入、また人員の体制の充実が必要だと思うんですね。これをぜひ検討していただきたいと思うんですけれども、このことは町長に聞かないと、谷下危機管理監が、僕が人員を充実させますとは言えないと思うんですね。また、複数の課にまたがっているわけなんですよ。情報を主に収集して運んでくるのは、恐らくしあわせ創造部ということになると思うんですね。それを管理していくのは危機管理課と、二つの部・課にまたがっている仕事をどう連携させていくのか、またそこにどう人を配置していくのか。私は、これは人をふやすしかないと思っているんですけれども、そのことについては町長にお聞きをするしかないと思いますので、お答えをいただきたいと思います。

○田島乾正議長 町長、田代堯君。

○田代町長 かなり厳しい、難しい質問だと思いますけれども、実は災害ということは、本当にいつ起きてもおかしくない、そういう状況を常に危機感を持ってやっていかなければいけないというのは、これは当たり前の義務なんですけれども、そういった中で今、災害時の要援護者の台帳作成なんですけれども、これの更新とかに当たっては、今よく言われるナビとかGPS、そういったものがございまして、そういったシステム化を導入しながら、今後、なるべく人的な作業を少なくして機械的にいけるように、そして人件費がそうかかからないようなことを考えていくべきだと、このように思っております。手作業でやる作業も一つは大事なことですけれども、現代の状況の中でいきますと、インターネットとかいろんなそういうシステムがあるように、これについては、こういった更新に当たってはできるだけそういうシステムを使っていきたい、そういう導入を図っていきたいと、このように思っております。もちろん財源的な裏づけが必要ですので、これについては財政状況をしっかりと見きわめた上で、そういった危機管理の面に対する対応策を考えたいと、このように思っております。

○田島乾正議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 あと、今後積極的にご検討いただきたいと思います。町長のおっしゃるように、ナビゲーションシステムだとか、GPSだとか、私は機械は非常に苦手なんですけれども、もう本当に人類の進歩を感じる、その研究してきたことを人の命を救うという1点でさまざまな状況を持ち寄って、実際に生かしていくということができるといことに対して、すばらしいことだと改めて今回感じているところなんですけれどもね。東日本大震災の反省でも、こういったナビ

ゲーショシステムだとか、GPSだとか、そういう機能をもっと一気に集めて、どこに誰がいるのかということ把握できたのに、それを把握していなかった、把握して、整理して、分析するという作業が必要だし、またそれに基づいてどこに誰を配置するかという指示が必要なわけですが、それをしなかったことについて、やはりもっと救助したかったという現地の皆さん、また関係者の皆さん、悔やまれているわけですが、そういったことを教訓にしていくということが私たちに課せられていることだと思いますので、なるべくお金はかからないほうがいいと思うんですよ。ただ、人は、私は必要だと思います。また今後、ご検討をいただきたいとします。

それから、言い忘れた、危機管理監が、この更新等の作業について台帳を管理していく、統括していくのは危機管理課でやっていくということをおっしゃられたのは、私、立派だと思うんですよ。当然ということかもわからないんですけども、いろいろな部局にまたがっていて、実際の実務としては、しあわせ創造部がかなりボリュームが重いと思うんですよ。それは覚悟せざるを得ませんよ、当然ね。それが集まってきたものを、またこちらで責任を持って管理するんだという姿勢は非常に感じると思いますので、その点については今後もその姿勢で頑張ってくださいと思います。

大きな一つ目はここまでとしたいと思います。

引き続き、被災者の救済や支援について確認をしたいと思います。

災害というものは発生しないにこしたことはありませんけれども、発生した場合、その後の生活の再建には大きな苦勞が伴うものでありまして、皆さんもご承知のとおり、東日本大震災の復興・復旧はまだまだ途上にあるというところでもあります。救済や支援の手がいち早く必要な被災者に届くことが重要でありますけれども、被災した後の生活再建のための制度にはどういったものがあるのかをお聞きしたいと思います。といいますのは、住民の方からこういったことを私、問われたこともありますし、もし被災後の生活再建のための制度で不十分なものがあるということが事前にわかっているとすれば、それを事前に充実させておくことが被災後の復興のスピードにかかわってくるということになると思うので、先ほどの要援護者の台帳の整理を急ぐこと、また情報の提供等を急ぐこととあわせて、事前にできることの一つだと思いますので、このことについて事前にお尋ねをしておきたいとします。改めて申し上げますが、被災後の生活再建のための支援にはどういったものがあるか、お答えをいただきたいとします。

○田島乾正議長 危機管理監、谷下泰久君。

○谷下危機管理監 中原議員のどのような制度があるかとの質問にお答えさせていただきます。

各種災害が発生した場合、被災された方の生活再建が急務と考えられます。国の内閣府では、被災者の生活再建への取り組みを支援するため、各種の支援制度がございます。例えば、被災後の暮らしの状況からの支援を行う制度といたしまして経済・生活面の支援、住まいの被災状況と再建の意向から支援を行う制度といたしまして住まいの確保・再建のための支援、事業再建のための支援制度といたしまして中小企業・自営業への支援、地域づくりのための支援制度といたしまして安全な地域づくりの支援などとあわせて、各種相談窓口の開設などが国のほうではございます。また、岬町におきましては、現行の地域防災計画におきまして復旧・復興対策を記述しております。被災者の程度に応じ、弔慰金・障害見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため罹災証明などを発行し、資金の貸し付け、住宅の確保などを行うこととしております。

○田島乾正議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 今、大きく二つに分けて、国の制度と町の制度について簡単にお示しをいただいたと思います。もう少し代表的なもので確認をしたいと思っておりますけれども、国の制度の中で、経済的な支援の代表的なものを上げていただきたいと思うんですけれども、よろしいですか。お願いいたします。

○田島乾正議長 危機管理監、谷下泰久君。

○谷下危機管理監 国の制度の代表的な生活再建の資金が必要な制度がございます。そのうち、当面の生活資金や生活再建の資金が必要な方に対しての被害者生活再建支援制度の支援の内容につきまして、ご紹介させていただきたいと思っております。

災害により住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対しまして、支援金を支給しております。支給額につきましては、住宅の被害程度に応じて支給される額といたしまして、全壊等の場合は100万円、大規模半壊の場合は50万円が支給されますが、世帯数が1人の場合は、被害程度に応じて支給される額の4分の3となっております。また、住宅の再建方法に応じて支給される支援金は住宅の再建方法により異なり、その額は建設・購入の場合200万円、補修の場合が100万円、公営住宅を除く賃借の場合50万円が支給されますが、一旦住宅を賃貸した後、みずから居住する住宅を建設・購入または補修する場合は、合計で200万円または100万円となります。活用できる方といたしましては、住宅が自然災害により全壊または大規模半壊した際、現に居住していた世帯が対象となります。また、空き家、別荘、他人に貸している物件などは基本的には対象になりません。

○田島乾正議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 国の制度の中で、給付されるもので金額が一番大きいものがこれだと思うんです

ね。最大、合計して300万円ということで、貸し付けが非常に多いんですよ、いろんな条件があって、こういう条件を満たしたら貸し付けますよという制度が非常に多いんですが、この被災者生活再建支援制度については、もちろん条件がありますけれども、複数世帯で最大300万円が支給されるということで、これは非常に力強い支援制度だと思うんですね。

それから、あともう少し町の制度についても確認をさせていただきたいと思います。

先ほどの答弁の中で、災害弔慰金や災害障害見舞金について言及されましたが、このあたりについても金額をお示しさせていただきたいと思います。

○田島乾正議長 危機管理監、谷下泰久君。

○谷下危機管理監 具体的には、人的・人家被害があった場合、まず災害対策基本法第2条第1項に規定する災害、いわゆる自然災害の際、罹災証明の発行を行い、災害弔慰金の支給に関する法律に基づき、岬町災害弔慰金の支給等に関する条例の定めるところにより災害弔慰金・災害障害見舞金の支給や自然災害により府域に災害救助法が適用された場合、同条例の定めるところにより災害援護資金の貸し付けなどを定めております。

支給額につきましては、災害弔慰金は災害により死亡した者1人当たりの額は、生計を主としていた者に対しては500万円、その他の場合にありましては250万円が支給されます。災害障害見舞金は、当該障がい者が災害により負傷し、または疾病にかかったときに生計を主としてきた者に対しまして250万円、その他の場合にあっては125万円が支給されます。

資金の貸し付けにつきましては、災害援護資金の貸し付け限度額につきましては、世帯の被害の種類及び程度に応じ150万円から350万円とそれぞれ限度額を定め、貸し付けすることとしております。また、これら支援以外に、租税等につきましても減免または徴収猶予等適切な措置を行うこととしております。

○田島乾正議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 町の経済的な支援の制度について少しご紹介をいただきました。この経済的な支援というのは非常に心強いものでありますので、改めて確認をさせていただいたところであります。今、お答えいただいた最後のところで、租税等についての支援についても言及がなされましたけれども、これは内容がどのようになっているのか、このことについても確認をしたいと思えます。租税等の措置ということにかかわってはいろんな分野がありますので、担当の方にお答えいただくほうがいいと思うんですが、例えば税金の分野でありますと、町民税や固定資産税の減免制度というのがありますし、国民健康保険や介護保険料についても同様の制度が設けられておりますが、それらの内容について少しご紹介をさせていただきたいと思えます。

○田島乾正議長 総務部長、白井保二君。

○白井総務部長 私からは、災害に伴います被災者に対する徴税の減免制度について簡単にご説明申し上げたいと思います。

目的といたしましては、災害によりまして特に被害を受けた方に税金を払う能力、担税力が落ちておりますので、その担税力に応じまして税を減免するものでございます。対象としましては、町民税と固定資産税がございまして、町民税の対象といたしましては、所得制限1,000万円とか750万円とかあるわけなんですけれども、まず被災年度に発生しております住民税のうち災害発生後に到来する納期限に係る税額を減免対象としております。具体的には、本人死亡によりまして、全額を、またその症状によっては2割から9割という形で減免するものでございます。また、固定資産税につきましては、土地の被害面積に応じまして4割から10割を、そして家屋につきましても被害状況に応じまして、同じく4割から10割という形で、償却債につきましては、当然その被災の状況に応じた形で減免するという形でございまして、あくまでも単年度に係ります未到来の税額に対しての減免が対象となるものでございます。参考に、今回東日本があったもの、これにつきましては、余りにも被害規模が大きいこと、単年度でなくて将来にわたる減免が必要であるということもありまして、国におきましては、災害発生いたしました平成23年4月に直ちに災害特例法を制定いたしまして、申告の猶予とか、それとか税の減免、そして特に新たに今後、被災者の方が復興に当たって建てられた家屋とか資産等につき、また自動車につきましても長期にわたって軽減を行うと、そのような形の特例法をつくったところでございます。

○田島乾正議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 地方税について今、ご紹介をいただきました。単年度ということでありまして、東日本の例もお示しいただきましたけれども、不十分なような大災害が発生したときには、また岬町においても検討していく必要が生じるかもわかりませんが、そのときはできる限りの努力をしていただきたいと思います。

国民健康保険料や介護保険料についても、同様の趣旨かなと。せっかくお答えをお考えいただいているようなので、国民健康保険や介護保険料に関してもどのような定めになっているのか、確認をしたいと思います。

○田島乾正議長 しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 まず、災害時の国民健康保険の保険料や医療機関でお支払いをいただく一部負担金につきましては条例または規則で減免規定を設けているところでございます。また、国民健康保険料の減免要綱において、徴税の減免に関する条例に準じた形で減免を行うというこ

ととなっております。また、介護保険につきましては、条例及び規則で損害金額や生計維持者の所得によって減免額や給付率を定めておるところでございます。先ほどの総務部長の答弁にもございましたように、東日本大震災では国が特別な基準を設けておりまして、今後も大規模災害の場合は国が特別支援を設けると考えられることから、設けられた場合につきましては、その基準によりの確に運用してまいりたいと考えているところでございます。

○田島乾正議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 せっかくお答えをいただいたので、そのお答えに対して一言申し上げておきたいと思うんですけれどもね。岬町としては、適切なルールづくりをされていると思うんですよ。それで、大規模な災害が発生した場合、国の特例によってということがありましたけれども、ご存じでしょうけれど、東日本大震災では実際に被災者にはまだ、例えば国民健康保険料の減額だとか、免除だとか、生活上必要なのに、国はそれを打ち切ってるんですよ。そこで、できることは何かというと、地方が頑張るといってももう一方でできることですので、国が先に手を引いてしまうという恐ろしいことも起こり得りますので、国がそういった冷たい態度をとるときは、町として頑張っていたきたいと思います。

今、地方税の問題と国民健康保険、介護保険料をお聞きしましたけれども、あわせて水道料金にはどのような規定があるのか、確認をしておきたいと思います。

○田島乾正議長 水道事業理事、岡本 茂君。

○岡本水道事業理事 中原議員の被災区の水道に関しての減免措置についてお答えいたします。

岬町におきましては、岬町水道給水条例第33条の中に、料金・手数料及び軽減及び免除等の適用規定がございます。それを受けて、町長決裁において料金等の一部免除を実施していきたいと考えております。ちなみに、議員もご承知のとおり、他市の町長より指示によりまして、平成23年11月11日、先ほどから言われていました東日本大震災の被災・救済方法についてもこの条例を適用し、町長決裁によりまして料金の一部免除の制度を実施した経緯がございます。今後、予定されております東南海・南海地震につきましても、この水道給水条例を適用して、町長決裁により速やかに実施したいと考えております。

○田島乾正議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 私、どうして今回水道のことに言及するかといいますと、町がお持ちの条例だとか規則だとか、そういったものを見せていただいております、先ほどお聞きした町民税とか固定資産税、国民健康保険や介護保険については、災害ということがきちんと位置づけられているんですね、その決まりの文言の中に。ところが、岬町水道給水条例や給水条例施行規則の中には、

災害ということは位置づけられていないんですね。先ほど答弁の中で、災害が発生したときにも、きちんと水道についても適用されたという答弁がありましたけれども、そうであるならば、きちんと条例の中で決まりとして災害によるものも位置づけるべきではないかなと思います。給水条例の中には、町長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは減免をすると書かれているんです。それで、規則の中には、不可抗力による漏水という位置づけがされています。災害というのはもちろんこの範囲の中に入ると思うんですけども、やはり今後のことを考えたときに、このあたりの文言の整理も必要なのではないかなと思いますので、ぜひここは整理をご検討いただきたいと思います。

それとあわせて、この減免や免除の基準がほかのものに比べて厳しいと私は思うんです、この水道料金に関しましてはね。ほかの、例えば介護保険料なんか見ていると、非常に高い割合で減額されるということが見てとれるわけなんですけれども、これは当然の姿勢だと思うんですね。被災されて大変な状況にある中で、経済的な支援も行っていくということだと思うんですが、そこから見比べると、水道の料金については、災害という本人には全く落ち度のない事ながら要因であったにしては厳しいなという印象を受けざるを得ないんですけども、このあたりについて、今後の整理も含めてどのようにお考えになるか、お聞きをしたいと思います。

○田島乾正議長 水道事業理事、岡本 茂君。

○岡本水道事業理事 水道の減免が厳しいと言われておりますが、先ほど言いましたように、東日本の場合では20トン以内を減免するというように、運用がきいております。ちなみに、神戸淡路大震災のときには、神戸市のほうの要綱というんですか、条例で適用している分を確認したところ、基本料金だけの減免と、各市町村によって災害に応じてその対応方法・規格等が違いますので、それにつきまして各市町村もこの特殊な条例を設けず、水道の、先ほど言いました要綱、給水条例等を利用して減免を措置しているということを確認しております。

○田島乾正議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 私は、文言として災害もきちんと減免の理由の中に位置づけるべきであるということと、それから基準が厳しいと指摘をしたところでありまして、私の考えは残念ながら受け入れられないようでありました。今後ぜひご検討いただきたい。実際には、いいことをしているわけですからね。前の答弁であったように、困った方があったら、そこを救うということで、東日本大震災が発生したときに、実際に岬町は対応しているということでもありますので、やはりこういう町の中で決めているルールをもう一度住民の方が読まれて、将来についても安心感を持っていただくと、それが災害に備えることの一つだと思いますので、ぜひここはご検討をいた

だきたいと思います。

以上で、前向きに提案したことに対してご検討をいただくように改めて求めて、私の質問を終わります。

○田島乾正議長 中原 晶君の質問が終わりました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は、あす6月12日午前10時から会議を開きますのでご参集ください。

どうもご苦労さまでした。

(午後2時34分閉会)

以上の記録が本町議会第2回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成25年6月11日

岬町議会

議 長 田 島 乾 正

議 員 鍛 冶 末 雄

議 員 奥 野 学